

国分寺市自治基本条例

ハンドブック



国分寺市自治基本条例とは

分権社会にふさわしい「自治推進のための基本理念」及び「市政運営の基本原則」を市民の視点から定めた条例です。

地方自治法等に定める地方自治制度を基本に、市の特性を生かし、参加と協働によるまちづくりを推進するための制度や市民との関係などを市政運営のルールとして定めています。

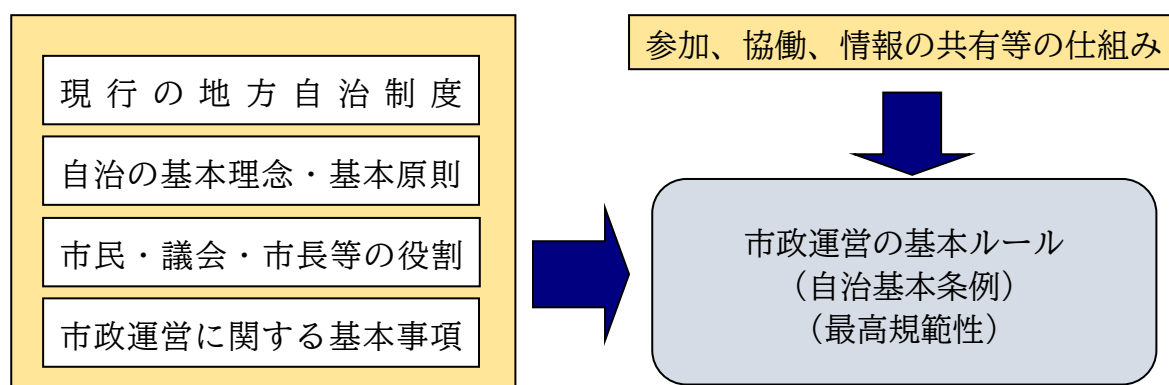
目 次

I	■自治基本条例の提案に当たって(提案理由等)	1
1	国分寺市自治基本条例とは	1
2	制定の意義について	2
3	制定後の取組について	2
4	構成について	3
5	議会条項の修正提案について(平成20年11月11日議員提出)	3
II	■検討のプロセス	5
1	市報での呼び掛けから条例提案までの経過	5
2	条例案議会審議の経過	6
	国分寺市自治基本条例	7
	自治基本条例に定めている内容	10
☆	自治基本条例の構成	11
☆	自治基本条例逐条解説	12
	前文	12
	第1章 総則	16
	第2章 基本理念	20
	第3章 参加と協働	21
	第4章 情報の共有等	30
	第5章 議会の役割と責務	35
	第6章 執行機関の役割と責務	38
	第7章 市政運営	43
	第8章 最高規範	52
	第9章 委任	53
	附則	53

I ■自治基本条例の提案に当たって(提案理由等)

1 国分寺市自治基本条例とは

国分寺市自治基本条例（以下、「自治基本条例」という。）は、分権社会にふさわしい本市における「自治推進のための基本理念」及び「市政運営の基本原則」を市民の視点から定めた条例で、地方自治法等に定める地方自治制度を基本に、市の特性を生かし、参加と協働によるまちづくりを推進するための制度や市民との関係などを市政運営のルールとして定めています。



自治基本条例は、制定目的に①自治の基本理念、②参加、協働、情報の共有等の仕組み、③市政運営の基本原則を定めることを掲げ、市民主権を基本とする自治の実現を図るとしています。特に「参加、協働、情報の共有等の仕組みづくり」による自治の実現を図る点に特徴があります。

また、次表のように「市民等」の範囲を広く定義しています。理由は、次のとおりです。

- ①自治の主体としての市民は、個人・法人を問わず税の負担やまちの機能としての企業活動やサービス提供、また、NPOの活動のように非営利性をもった活動を営み、このまちの活力の原点となっていること。
- ②自治の主体としての市民は、憲法及び地方自治法に規定する「地方自治」の担い手となっており、これを更に発展させることが本市の将来に必要であること。

市民等の定義

市民 (自然人)	住民	市の区域に住む個人
	働く者	市内の事業所等に勤務する個人
	学ぶ者	市内の学校等に在学する個人
	活動を行う者	市内で公益的活動をする個人
事業者等 (法人・団体)	事業活動を行う団体	市内で事業活動を行う企業・教育機関等
	公益的な活動を行う団体	市内で公益的活動を行う市民活動団体・財団法人・NPO等

2 制定の意義について

自治基本条例は、市民が生き生きと暮らし活動できるまちの実現を図るためには、市民自治の推進・拡大が必要であることを規定しており、このことが制定の大きな意義となります。

市民自治の推進・拡大のためには、①「参加、協働、情報の共有等の仕組みづくり」と②「市政運営の基本原則の定め」が必要です。「参加、協働、情報の共有等の仕組みづくり」によって、より多くの市民の視点で市政運営が行われるとともに、市政運営の透明化を図ることができます。

また、情報公開、個人情報保護、計画的市政運営、財政運営、組織編成、行政評価など「市政運営の基本原則」を規定することで、分権社会における本市の自己決定・自己責任を明確化することができます。

自治基本条例は、今後の市の一般条例の制定や計画策定の指針であるとともに、市民自治の推進・拡大のための基本原則を定めた総合条例であり、条例を体系化した場合の頂点に位置付けられる条例となります。

3 制定後の取組について

制定後は、その効果として①市政運営の仕組みが分かりやすくなる、②市政運営の根拠が明確になる、③市民参加と協働のルールができる、④情報の共有化が進むなど、市民自治の推進・拡大が期待されます。

そのため、現在の条例・規則、計画、制度について、自治基本条例の趣旨を反映した具体的な取組を積極的に進めることが必要です。特に、「参加、協働、情報の共有等の仕組みづくり」は重点的に取り組むこととなります。

制定の効果を短期間で評価することは難しいと考えられます。しかし、常に自治基本条例の趣旨に沿ったルール化を目指すことで、市民に開かれた市、信頼される市となり、市民満足度が高く、市民自治が推進されたまちとして発展することが期待できます。

4 構成について

一般的に「まちづくり基本条例」といわれる条例は、「議会条項」を定めない条例です。一方で、自治基本条例は、住民自治の視点から自治体運営の理念・原則とそのため制度・仕組みをルール化した自治体の最高規範であることから、「議会条項」の規定を定めた条例です。

本市は、当初の検討段階から自治基本条例の制定を目指してきました。

しかし、「議会条項」については、条例制定の趣旨からも、議会の主体的な検討に委ねることが最善であるとの判断から、平成19年6月27日の条例提案に当たっては、「議会条項」は除くこととしました。最終的には「議会条項」の規定は必要との判断から、条例の名称及び他の章における修正は行わないこととしました。

5 議会条項の修正提案について（平成20年11月11日議員提出）

地方自治制度においては、住民の直接選挙で選ばれた市長と議員による二元代表制により、両者は相互にけん制し、また均衡を保ちながら住民の福祉の増進を図る役割を担っています。修正案の第5章「議会の役割と責務」に規定する4条項については、この二元代表制を意識し、市民からの意見も聴きながら議会で検討し、議会自らの意思と判断をもってその条項案を作成し、この条例に追加するための修正案を議員提案し、自治基本条例に組み込んだものです。

自治基本条例の構成(平成20年11月11日修正提案)

構成要素	国分寺市の条例
①自治体運営の目標・理念	「前文」「第1章(総則)」「第2章(基本理念)」
②自治体運営の基本原則	「第3章(参加と協働)」「第4章(情報の共有等)」
③基本原則を実現する制度等	「第5章(議会の役割と責務)」「第6章(執行機関の役割と責務)」「第7章(市政運営)」
④基本条例の位置付け	「第8章(最高規範)」

自治基本条例の構成(平成19年6月27日提案)

構成要素	国分寺市の条例案
①自治体運営の目標・理念	「前文」「第1章(総則)」「第2章(基本理念)」
②自治体運営の基本原則	「第3章(参加と協働)」「第4章(情報の共有等)」
③基本原則を実現する制度等	「第5章(執行機関の役割と責務)」「第6章(市政運営)」
④基本条例の位置付け	「第7章(最高規範)」

参考 「自治基本条例の検討段階の構成」

構成要素	国分寺市の条例案
①自治体運営の目標・理念	「前文」「第1章(総則)」「第2章(基本理念)」
②自治体運営の基本原則	「第3章(参加と協働)」「第4章(情報の共有)」
③基本原則を実現する制度等	「第5章(議会の役割と責務)」「第6章(執行機関の役割と責務)」「第7章(市政運営)」
④基本条例の位置付け	「第8章(最高規範)」



市の花 さつき

II ■ 検討のプロセス

1 市報での呼び掛けから条例提案までの経過

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
条例検討の呼び掛け	H14.7市報掲載					
市民検討会	全36回開催 H14.8.21～H16.5.12					
職員検討会	全45回開催 H14.7.30～H16.5.12			4/22市長へ報告		
市民・職員合同検討会	他に世話人会9回開催		全34回開催 H16.5.19～H17.4.22	全9回開催 H17.10.26～H19.4.16開催		
基本条例制定推進本部	全18回開催 H14.6.24～H16年度末			全25回開催 H17.4.26～H19.4.13		4/13パブリック・コメント案確定 【議会条項は含まず】
合同検討会と推進本部の意見交換				実施	実施	パブリック・コメント (5/1～5/21)
市民の意見反映		全9回の意見交換会を開催		7/16市民報告会		
議会への報告等 (委員会報告以外)			2回各会派と意見交換		会派と意見交換	市民説明会 5/9 (本多公民館) 5/16 (ひかりプラザ)

2 条例案議会審議の経過

	平成19年	平成20年
平成19年第2回定例会特別委員会（第1回）	H19.6.27条例案提案（議案第57号及び第58号）	全15回開催H19.6.27～H20.12.2 この間継続審査
閉会中特別委員会（第2回）H19.7.24	■提案に当たって（理由・意義・制定後の取組・構成等）を説明	
閉会中特別委員会（第3回）H19.8.1	■議会参考人招致・辻山幸宣 氏・廣瀬克哉 氏	
第3回定例会特別委員会（第4回）H19.9.25	■前文についての質疑	
閉会中特別委員会（第5回）H19.10.23	■第1条から第5条までを質疑	※条の番号は、修正前の条例案のものです
閉会中特別委員会（第6回）H19.11.9	■市民検討会との協定書の有効期間等について	
第4回定例会特別委員会（第7回）H19.12.17	■第6条から第7条までを質疑	
閉会中特別委員会（第8回）H20.2.12		■第6条・第7条から第11条までを質疑
平成20年第1回定例会特別委員会（第9回）H20.3.10		■第12条から第20条までを質疑
閉会中特別委員会（第10回）H20.4.18		■第21条から第27条までを質疑
第2回定例会特別委員会（第11回）H20.6.18		■第28条から第32条までを質疑
閉会中特別委員会（第12回）H20.7.22		■第32条から第34条まで及び修正案を質疑
第3回定例会特別委員会（第13回）H20.9.12		■議案の撤回及び再提案を表明・■9.26本会議で議案第57・58号を撤回し、修正案議案第113号を提案
閉会中特別委員会（第14回）H20.11.11		■議会条項を修正議案として議員提案し、全員賛成 ■議案第113号、特別委員会で全員賛成で可決
第4回定例会本会議（第15回）H20.12.2		☆本会議で全員賛成で可決 (自治基本条例逐条解説承認)

国分寺市自治基本条例

平成20年12月2日条例第43号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 基本理念（第3条）

第3章 参加と協働（第4条―第11条）

第4章 情報の共有等（第12条―第15条）

第5章 議会の役割と責務（第16条―第19条）

第6章 執行機関の役割と責務（第20条―第25条）

第7章 市政運営（第26条―第34条）

第8章 最高規範（第35条）

第9章 委任（第36条）

附則

私たちのまち国分寺は、国分寺崖線や湧水群、史跡武蔵国分寺跡、さらには新田開発以降の人々の暮らしの中から生まれた農のある、緑豊かな住宅都市として発展を続けています。私たちは今、先人から受け継いだこのまちに住み、働き、学び、活動しています。私たちは、このまちを誇りにし、国分寺らしさを大切にしながら、福祉や環境、教育や文化など様々な分野において新たな個性を創造し、「住み続けたいまち、ふるさと国分寺」のまちづくりを、自らの手で進めたいと思っています。

私たちは、地域のことは市民自らが責任をもって決めていくことが市民自治の基本であり、国分寺市が自主性、自立性を高めることが地方主権を確立するために不可欠であると考えています。

私たちは、市民が主権者であり、国分寺市は、市民の信託によって創られてきたものであることを認識し、日本国憲法に基づいて、平和を希求し、人権を尊重し、男女平等のもと市民が生き生きと暮らし活動できるまちの実現を目指し、情報の共有、参加と協働を通じ、真の市民自治を確立し、地方自治の本旨を国分寺市において実現するため、ここに、国分寺市の最高規範として、自治基本条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、国分寺市（以下「市」といいます。）における自治の基本理念を明らかにするとともに、参加、協働、情報の共有等の仕組み及び市政運営の基本原則を定めることにより、市民主権を基本とする自治の実現を図ることを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 住民 市の区域内に住む者をいいます。
- (2) 市民 前号に掲げる者又は市内で働く者、学ぶ者若しくは公益的な活動を行う個人をいいます。
- (3) 事業者等 市内で事業活動又は公益的な活動を行う団体をいいます。

(4) 参加 市政へ市民の意思を反映させるため、政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程に市民が主体的にかかわることをいいます。

(5) 協働 市民及び事業者等（以下「市民等」といいます。）と市が対等の立場で能力を分かち合い、共通の目的の実現に向けて協力して取り組むことをいいます。

第2章 基本理念 （基本理念）

第3条 市民と市は、主権者である市民の意思が活かされる市政、市民の意思に基づいて自主的かつ自立的に運営される市政を目指します。そのため、市は、知る権利を保障し、参加と協働を推進します。

第3章 参加と協働 （参加の権利）

第4条 市民は、年齢、性別等にかかわらず、自らの意思を市政に反映させるため、参加の権利を有します。

（参加と協働における市民等の責務）

第5条 市民等は、市民自治を推進する責任が自らにあることを認識し、参加と協働に当たっては、自らの言動に責任を持つとともに、互いの意見を尊重するように努めます。

（参加と協働の推進）

第6条 市は、次に掲げる政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において参加の権利を保障し、協働を推進します。

- (1) 基本構想（総合的かつ計画的な市政運営を図るための構想をいいます。以下同じ。）及びこれに基づく計画並びに基本的政策を定める計画及びこれに基づく実施計画（以下「基本構想等」といいます。）の策定
- (2) 市政の基本的な政策に関する条例及び市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定改廃（地方税の賦課徴収金に関するものを除きます。）
- (3) 市民生活又は地域に影響を及ぼす重要な施策及び制度の導入
- (4) 重要な市の施設の設置又は運営に関する方針及び計画の策定

（参加と協働の方法）

第7条 市は、前条に定める参加の権利を保障するため、事案に応じ次の各号のいずれかの方法を用います。

- (1) 市の附属機関への委員としての参加
- (2) 公聴会、説明会、懇談会等への参加
- (3) 個別の施策又は課題について検討を行うことへの参加
- (4) パブリック・コメントへの参加
- (5) アンケート調査その他必要と認める方法への参加

2 市は、前条に定める協働の推進に当たり、市民活動団体、地域コミュニティ等との連携を図ります。

(参加と協働における不利益取扱いの禁止)

第8条 市民等は、参加又は協働をすること又はしないことによって不利益な取扱いを受けることはありません。

(協働のための基盤整備)

第9条 市は、協働の推進に当たり、多様で開かれた場又は機会の創設、拡大等協働のための基盤整備に努めるとともに、市民活動団体、地域コミュニティ等に対して、その自主性を尊重しつつ、公の施設の積極的な活用等必要な支援を行うものとします。

(地域コミュニティ)

第10条 市民等は、地域の課題を地域で解決し、安全で安心して暮らせるきずなのあるまちを目指し、地域コミュニティづくりに努めます。

(住民投票)

第11条 市長は、市政に関する重要事項について、広く住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

3 住民投票に付すべき事項、参加できる者の資格その他住民投票の実施に関し必要な事項は、条例で別に定めます。

第4章 情報の共有等

(情報公開)

第12条 市民等は、市が保有する公文書の公開を求める権利を有します。

2 市は、前項の権利を保障し、公正で透明な市政の実現を図るため、市が保有する公文書その他の情報の公開を総合的に推進しなければなりません。

(説明責任)

第13条 市は、政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その内容を市民等にわかりやすく説明する責任があります。

(情報の共有)

第14条 市は、市民自治の理念を実現するため、市民等に対し市政に関する情報を積極的かつ迅速に公表し、市民等と情報の共有を図らなければなりません。

(個人情報の保護)

第15条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の取得、保有及び利用について、必要な措置を講じなければなりません。

2 市民は、市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を有します。

3 市は、市が保有する個人情報の不適切な取扱いにより個人の権利及び利益が侵害されたときは、速やかにその状況を調査し、原因を究明するとともに、必要な措置を講じなければなりません。

第5章 議会の役割と責務

(議会の設置)

第16条 市は、市民の信託に基づく代表者による議事機関として、議会を設置します。

(議会の責務)

第17条 議会は、この条例の基本理念に基づいて、効率的かつ効果的な議会運営に努め、市民の信託に応えなければなりません。

2 議会は、議員によって構成された意思決定機関であり、その権限を行使し、市政運営の監視、政策の提案、決定等を行わなければなりません。

(議会の情報公開)

第18条 議会は、その保有する情報を市民に迅速かつ適切に提供し、情報公開を総合的に推進することにより、開かれた議会運営に努めるとともに、個人情報保護を確保しなければなりません。

2 議会は、わかりやすい議会運営を進めるとともに、意思決定過程を明らかにすることに努めなければなりません。

(議員の責務)

第19条 議員は、市民の代表者として誠実に職務を遂行しなければなりません。

2 議員は、審議能力、立法能力等を高めるための研さんに努めなければなりません。

第6章 執行機関の役割と責務

(市長の責務)

第20条 市長は、この条例の基本理念及び市政運営の基本原則を遵守して市政を推進しなければなりません。

2 市長は、地方主権の確立を担う創造性豊かな職員の育成を図り、効果的に市政を運営しなければなりません。

(市長等の就任時の宣誓)

第21条 市長は、就任に当たっては、その地位が市民の信託によるものであることを深く認識し、この条例の基本理念の実現と地方主権の確立のため、公正かつ誠実に職務を執行することを市民に宣誓しなければなりません。

2 前項の規定は、副市長及び教育長の就任について準用します。

(行政委員会の責務と委員の選任)

第22条 行政委員会は、その機能を十分に果たすとともに、この条例の基本理念に基づいて運営されなければなりません。

2 市長は、教育委員会委員、監査委員、農業委員会委員及び固定資産評価審査委員会委員の選任に当たっては、この条例の基本理念に基づき、公平性及び透明性の確保に努めなければなりません。

(教育委員会の役割と責務)

第23条 教育委員会は、児童、生徒をはじめすべての市民に対する教育環境の充実を図るとともに、教育及び文化の発展に寄与するよう努めなければなりません。

(附属機関の委員の選任)

第24条 附属機関の委員の構成については、原則とし

て、市民から公募した委員を加えるものとし、その選任に当たっては、公平性及び透明性の確保に努めなければなりません。

(職員の責務)

第25条 職員は、全体の奉仕者であることを自覚し、法令及び条例等の規定を遵守するとともに、能力の向上に努め、この条例の基本理念及び市政運営の基本原則に基づいて職務を公正かつ誠実に執行しなければなりません。

第7章 市政運営

(市政運営の基本原則)

第26条 市は、この条例の基本理念に基づき、総合的かつ計画的な市政運営を行わなければなりません。

(計画的市政運営)

第27条 市は、基本構想等を市政運営の基本原則に基づき策定し、実施するとともに、新たな課題に対応できるよう見直しを行わなければなりません。

2 基本構想の策定、変更又は廃止については、議会の議決を経なければなりません。

(財政運営)

第28条 市は、予算の編成及び執行に当たっては、基本構想等に基づき、行政評価の結果を踏まえ、健全な財政運営に努めなければなりません。

2 市は、予算の執行及び決算、財産管理その他の財政に関する状況について、市民等が具体的に内容を把握できるようわかりやすい資料を作成し、公表しなければなりません。

(組織編成)

第29条 市は、市民等にわかりやすく、市政運営が迅速かつ効果的に行われる組織を編成しなければなりません。

(行政評価)

第30条 市は、効果的かつ効率的な市政運営を行うため、毎年度行政評価を実施しなければなりません。

2 市は、前項の行政評価の結果を公表し、政策の立案及び実施、予算編成、組織編成等に反映させなければなりません。

(意見、要望及び苦情への対応)

第31条 市は、市民等からの意見、要望及び苦情を受けたときは、速やかに調査し、責任をもって応答することにより、市民等の権利及び利益の擁護に努めなければなりません。

2 市は、市民等の権利及び利益の擁護のため、オンブズパーソンを設置します。

(公益の損失の防止)

第32条 市は、市政運営上の違法な行為による公益の損失を防止し、公正性と市民等の信頼を確保するため、必要な措置を講じなければなりません。

(国及び他の自治体との関係)

第33条 市は、他の自治体との間で共通する課題の解決を図るため、連携、協調及び交流に努めなければなりません。

2 市は、国及び東京都と対等かつ協力の関係にある

ことを踏まえ、それぞれの役割について相互理解と連携に努め、必要に応じて自治基盤の確立に向けた国等への働きかけを行うよう努めなければなりません。

(外国人の支援及び国際交流の推進)

第34条 市は、市内の外国人が安心して生活できるよう支援に努めるものとします。

2 市は、市民等とともに国際交流の推進に努めるものとします。

第8章 最高規範

(最高規範性等)

第35条 この条例は、市の定める最高規範であり、市は、条例等を制定改廃するに当たっては、この条例の基本理念を尊重しなければなりません。

2 市は、市に関する事案について法令を解釈し、又は運用するに当たっては、地方自治の本旨及びこの条例の基本理念に基づいて、主体的に判断するよう努めなければなりません。

3 市は、社会状況の変化及び市民自治の確立に向けた取組状況を勘案し、この条例の見直しを行うものとします。

第9章 委任

(委任)

第36条 この条例の施行について必要な事項は、別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

(平成21年規則第9号で平成21年4月1日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に存する条例等は、この条例の基本理念に基づいて規定されたものとみなします。この場合において、この条例の規定と整合性を図る必要があると認めるときは、速やかに必要な措置を講じなければなりません。

自治基本条例に定めている内容

自治体運営の目標・理念

- ①自治の基本理念、②参加、協働、情報の共有等の仕組み、③市政運営の基本原則を定めることを掲げ、市民権を基本とする自治の実現を図るとしています。
- 市民自治の推進・拡大のための基本原則を定めた総合条例で、条例を体系化した場合の条例の頂点に位置付けられる条例となります。

【前文】

- 第1条（目的）
- 第2条（定義）
- 第3条（基本理念）
- 第35条（最高規範性等）…自治基本条例の尊重、法令の自治解釈権、自治基本条例の見直し
- 第36条（委任）

「市民等」に関する条文

- 自治基本条例は、下記のように「市民等」の範囲を広く定義しています。理由は、次のとおりです。
- ① 自治の主体としての市民は、個人・法人を問わず税の負担やまちの機能としての企業活動やサービス提供、また、NPOの活動のように非営利性をもった活動を営み、このまちの活力の原点となっていること。
- ② 自治の主体としての市民は、憲法及び地方自治法に規定する「地方自治」の担い手であり、これをさらに発展させることが本市の将来に必要なこと。

第2条（定義）

第5条（参加と協働における市民等の責務）

第8条（参加と協働における不利益取扱いの禁止） **市民等**

第10条（地域コミュニティ）

第12条（情報公開）第1項…公開請求の権利

【市民】

住 民 市内で働く者 市内で学ぶ者 市内で公益的な活動を行う個人

第4条（参加の権利）

第15条（個人情報の保護）第2項…自己情報の開示、訂正及び利用停止の権利

【事業者等】

市内で事業活動を行う団体 市内で公益的な活動を行う団体

「市」に関する条文

- 制定後は、その効果として①市政運営の仕組みが分かりやすくなる、②市政運営の根拠が明確になる、③市民参加と協働のルールができる、④情報の共有化が進むなど、市民自治の推進・拡大が期待されます。
- 現在の条例・規則、計画、制度について、自治基本条例の趣旨を反映した具体的な取組を積極的に進めることが必要です。特に、「参加、協働、情報の共有等の仕組みづくり」は重点的に取り組むこととなります。
- 制定の効果を短期間で評価することは難しいと考えられます。しかし、常に自治基本条例の趣旨に沿ったルール化を目指すことで、市民に開かれた市、信頼される市となり、市民満足度が高く、市民自治が推進されたまちとして発展することが期待できます。
- 「市政運営の基本原則」を規定することによって、分権社会における本市の自己決定・自己責任を明確化することができます。
- 自治基本条例は、今後の市の一般条例の制定や計画策定の指針となり、将来にわたって重要な役割を果たします。

【議会】

■ 地方自治制度においては、住民の直接選挙で選ばれた市長と議員による二元代表制により、両者は相互にけん制し、また均衡を保ちながら住民の福祉の増進を図る役割を担っています。第5章「議会の役割と責務」に規定する4条項については、この二元代表制を意識し、市民からの意見も聴きながら議会において検討し、議会自らの意思と判断をもってその条項案を作成し、この条例に追加するための修正案を議員提案し、この条例に組み込んだものです。

第16条（議会の設置） 第18条（議会の情報公開） 第17条（議会の責務） 第19条（議員の責務）

【市長】

第11条（住民投票）

第20条（市長の責務）…自治基本条例の遵守、職員の育成

第21条（市長等の就任時の宣誓）…市長・副市長の宣誓

第22条（行政委員会の責務と委員の選任）

第24条（附属機関の委員の選任）

【職員】

第25条（職員の責務）

【行政委員会】

第22条（行政委員会の責務と委員の選任）

【教育委員会】

第21条（市長等の就任時の宣誓）第2項…教育長の宣誓

第23条（教育委員会の役割と責務）

第6条（参加と協働の推進）第7条（参加と協働の方法）…方法、連携

第9条（協働のための基盤整備）

第12条（情報公開）…情報公開の総合的推進

第13条（説明責任）

第14条（情報の共有）

第15条（個人情報の保護）…情報の管理、権利利益侵害時の措置

第26条（市政運営の基本原則）第27条（計画的市政運営）

第28条（財政運営）…健全財政、財政公表

第29条（組織編成）

第30条（行政評価）…評価の実施、評価の反映

第31条（意見、要望及び苦情への対応）…権利利益の擁護等

第32条（公益の損失の防止）

第33条（国及び他の自治体との関係）…他の自治体との連携等

第34条（外国人の支援及び国際交流の推進）…外国人への支援等

☆ 自治基本条例の構成

前文		
第1章 総則	(目的)	第1条
	(定義)	第2条
第2章 基本理念	(基本理念)	第3条
第3章 参加と協働	(参加の権利)	第4条
	(参加と協働における市民等の責務)	第5条
	(参加と協働の推進)	第6条
	(参加と協働の方法)	第7条
	(参加と協働における不利益取扱いの禁止)	第8条
	(協働のための基盤整備)	第9条
	(地域コミュニティ)	第10条
第4章 情報の共有等	(住民投票)	第11条
	(情報公開)	第12条
	(説明責任)	第13条
	(情報の共有)	第14条
第5章 議会の役割と責務	(個人情報の保護)	第15条
	(議会の設置)	第16条
	(議会の責務)	第17条
	(議会の情報公開)	第18条
第6章 執行機関の役割と責務	(議員の責務)	第19条
	(市長の責務)	第20条
	(市長等の就任時の宣誓)	第21条
	(行政委員会の責務と委員の選任)	第22条
	(教育委員会の役割と責務)	第23条
	(附属機関の委員の選任)	第24条
第7章 市政運営	(職員の責務)	第25条
	(市政運営の基本原則)	第26条
	(計画的市政運営)	第27条
	(財政運営)	第28条
	(組織編成)	第29条
	(行政評価)	第30条
	(意見、要望及び苦情への対応)	第31条
	(公益の損失の防止)	第32条
	(国及び他の自治体との関係)	第33条
(外国人の支援及び国際交流の推進)	第34条	
第8章 最高規範	(最高規範性等)	第35条
第9章 委任	(委任)	第36条
附 則	(施行期日)	
	(経過措置)	

自治基本条例における機関等の考え方

国分寺	「まち」としての国分寺を指し、空間的なイメージをもつ。
国分寺市(市)	地方公共団体としての法人を指す。

章	条	条 文
	前文	<p>私たちのまち国分寺は、国分寺崖線や湧水群、史跡武蔵国分寺跡、さらには新田開発以降の人々の暮らしの中から生まれた農のある、緑豊かな住宅都市として発展を続けています。私たちは今、先人から受け継いだこのまちに住み、働き、学び、活動しています。私たちは、このまちを誇りにし、国分寺らしさを大切にしながら、福祉や環境、教育や文化など様々な分野において新たな個性を創造し、「住み続けたいまち、ふるさと国分寺」のまちづくりを、自らの手で進めたいと思っています。</p> <p>私たちは、地域のことは市民自らが責任をもって決めていくことが市民自治の基本であり、国分寺市が自主性、自立性を高めることが地方主権を確立するために不可欠であると考えています。</p> <p>私たちは、市民が主権者であり、国分寺市は、市民の信託によって創られてきたものであることを認識し、日本国憲法に基づいて、平和を希求し、人権を尊重し、男女平等のもと市民が生き生きと暮らし活動できるまちの実現を目指し、情報の共有、参加と協働を通じ、真の市民自治を確立し、地方自治の本旨を国分寺市において実現するため、ここに、国分寺市の最高規範として、自治基本条例を制定します。</p>
	趣旨	<p>市民が主権者として責任と誇りをもって行動し、人権が最大限尊重される自治を創造していくこと、本市の生き生きとした自然を大切にすること、「まち」を更に発展させていくことなど目指す方向性を示すとともに、条例の目的や精神を述べる文章です。</p>

【基本的な考え方】

この条例は本市が目指す自治の在り方、自治体運営の基本理念を明確に示し、市の自治の推進に関する最高規範として制定することを前文で表しています。

通常、法令等にこのような前文が置かれることはあまりなく、日本国憲法をはじめ、各分野の基本法などには、制定の趣旨を宣言的に明示するために前文が置かれています。また、市で既に制定されている条例で前文が置かれているものとしては、情報公開条例、男女平等推進条例、介護保険条例、環境基本条例、廃棄物の処理及び減量並びに再利用に関する条例、まちづくり条例などがあります。

前文とは、法律、条例の最初に付され、その法律、条例の目的や精神を述べる文章です。自治基本条例では、前文は三つの部分に分かれており、市の目指す方向が「住み続けたいまち、ふるさと国分寺」であること、市民自治を基本とした地方主権を目指すこと、自治基本条例が市の最高規範であることを示しています。

なお、この条例は、多くの市民が理解しやすいよう、「です・ます」調で表記し、分かりやすい表現にしています。

【解説】

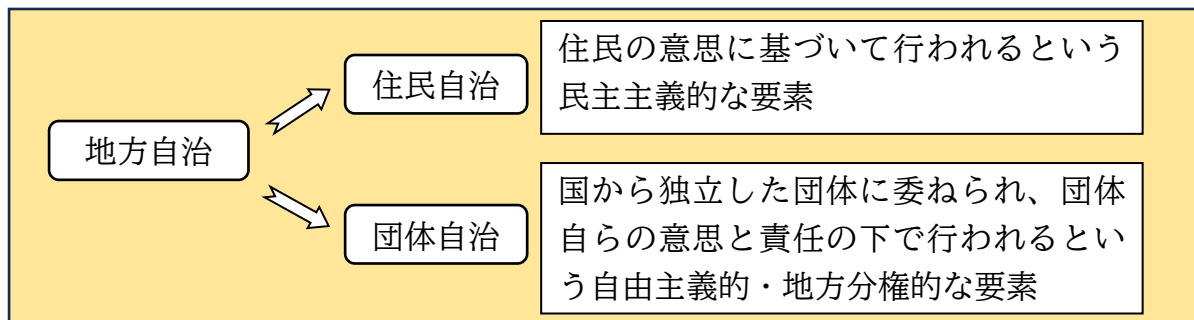
<第1段落>

本市は、国分寺崖線とそれに伴う多くの湧水群により、旧石器時代から人が住み着いた土地です。奈良時代から平安時代には四神相応の地として、全国でも最大規模の国分寺・国分尼寺が建立され、武蔵国の文化の中心地として栄えました。当時の国分寺・国分尼寺はその後の戦乱で焼失してしまいましたが、江戸時代には玉川上水の開削に伴う新田開発により、現在のまちなぎの原形が作られました。この新田開発により「国分寺崖線」と共に「雑木林」「屋敷林」と「農地」という緑豊かな国分寺といった特徴が生まれました。

明治時代には現在の中央線や西武線といった鉄道の開通を経て、戦後は東京の近郊住宅都市として発展が進み、これらの自然的環境・歴史的環境・社会的環境によりまちが形成されてきました。市民アンケート調査では、9割以上の市民が本市に住み続けたいと回答しているところですが、少子高齢化の進行をはじめとして社会環境が急速に変化していることから、この状況が継続する保障はありません。先人から受け継いだ国分寺らしさを大切にしながら、社会の変化に対応した新たな国分寺の個性を創造し、「住み続けたいまち、ふるさと国分寺」のまちづくりを進めていく必要があります。市が目指す方向としています。

<第2段落>

地方自治には、「住民自治」と「団体自治」の要素があるといわれています。住民自治とは地方自治が住民の意思に基づいて行われるという民主主義的なものであり、団体自治とは地方自治が国から独立した団体に委ねられ、団体自らの意思と責任の下で行われるという自由主義的・地方分権的なものです。¹



住民自治では「住民」という言葉は「住所を有している個人」という意味合いが強くなっていますが、住所の有無だけでは地域社会を構成し、影響を与え合う存在を包含することはできません。「市民」は、住む者だけでなく、そこで学ぶ者、働く者、そして地域で活動する者によって構成されています。これらの者の意思を地域のまちづくりに生かしていくことが求められています。また、地域社会を構成するものとして、事業活動を行っている団体や市民活動団体、その他の公益的な活動を行っている団体も欠かすことはできません。

団体自治は、あくまで国の中央政府との関係で生まれた考え方であり、その考えだ

¹ 「憲法」(芦部信喜・岩波書店)

けでは住民自治に基づく新たな地方自治体とはなりえません。平成12年の地方自治法改正に伴い、機関委任事務が廃止されるなど地方に多くの権限が委譲され、地方自治体の特色を生かした行政活動ができるようになりました。

確かに憲法・法律の枠内で地方自治体が活動することは、国としての一体性を図るためにも必要なことです。しかし、それだけにとどまるならば、独自性を確保することはできません。地方自治法の改正で確認された国とは独立した地方政府としての地方自治体は、自立して活動していく必要があります。

この条例の前文及び第3条に規定する基本理念も、この「地方自治の本旨」を踏まえたものであることを示しています。

トピック

【地方自治の本旨】：日本国憲法第92条に、自治体の組織・運営に関する事項を規律する基本となるものとして掲げられていますが、その意義については、「住民自治」と、「団体自治」の二つの原則から構成されるといわれます。

また、憲法は、この「地方自治の本旨」を受け、続く第93条において長及び議員の直接公選制を規定して住民自治の原則を具体化し、第94条で自治体の権能、条例制定権を規定して団体自治の原則を具体化しています。すなわち、この「地方自治の本旨」が憲法における地方自治の基本理念を表すものといえます。

【自治】：ある組織・団体において、自己の集団意思を自主的に形成し、集団内の生活関係を自律的に処理すること。他の権力に依存しないことにその特色があります。²

<第3段落>

最高規範に関しては、法形式としては自治基本条例も他の条例も同じ「条例」であり、その効力に関して優位の関係にあるものではありません。この最高規範性とは、このような法形式上の優劣関係として規定しているものではなく、自治の基本理念や自治の主体（担い手）としての市民の権利や責務、市民の信託に基づく自治体の在り方などを規定することによって、理念的に他の条例を規律する上位規範として位置付けるものです。

また、自治基本条例を最高規範とするために、他の条例とは異なる特別な改正要件（議会の特別多数決、住民投票による過半数の賛成等）を設けるとする考え方が検討の過程においても議論されましたが、制定、改廃等について特別な取扱いを規定することは、地方自治法第116条第1項「この法律に特別の定がある場合を除く外、普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる」の規定があることから、困難であるとの結論に至っています。

² 法律用語辞典

参考

日本国憲法 第8章 地方自治

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第93条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

第95条 一の地方公共団体だけに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票において過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

地方自治法

第14条第1項 普通地方公共団体は、法令に反しない限りにおいて、第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。



章	条	条 文
第1章 総則		
	(目的)	第1条 この条例は、国分寺市（以下「市」といいます。）における自治の基本理念を明らかにするとともに、参加、協働、情報の共有等の仕組み及び市政運営の基本原則を定めることにより、市民主権を基本とする自治の実現を図ることを目的とします。
趣旨		前文を受けて、この条例の主な内容と全体像を表し、目的を明確に規定するものです。

【解説】

この条例は①自治の基本理念の明確化、②参加、協働、情報の共有等の仕組み、③市政運営の基本原則を定めることにより、市民主権を基本とした自治の実現を目的とするものです。

- ①自治の基本理念の明確化……………第2章 基本理念
- ②参加、協働、情報の共有等の仕組み……………第3章 参加と協働・第4章 情報の共有等
- ③市政運営の基本原則……………第5章 執行機関の役割と責務・第6章 市政運営

この条例の各条文の規定を尊重するために、「第7章 最高規範」において市の定める最高規範であることをうたっています。

トピック

【目的規定】：条例の初めには、目的規定を置くことが一般的です。目的規定は、条例の立法目的を簡潔に表現したもので、条例全体の解釈・運用の指針となるものです。

条例の目的を明らかにするものですから、「……することにより、……することを目的とする。」というように、まず目的達成に必要な手段を掲げ、その後に目的を規定するというものです。

	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。 (1) 住民 市の区域内に住む者をいいます。 (2) 市民 前号に掲げる者又は市内で働く者、学ぶ者若しくは公益的な活動を行う個人をいいます。 (3) 事業者等 市内で事業活動又は公益的な活動を行う団体をいいます。 (4) 参加 市政へ市民の意思を反映させるため、政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程に市民が主体的にかかわることをいいます。 (5) 協働 市民及び事業者等（以下「市民等」といいます。）と市が対等の立場で能力を分かち合い、共通の目的の実現に向けて協力して取り組むことをいいます。
趣旨	この条例に規定されている用語について、その意義を明確にするため、定義を設けています。

【解説】

この条例で用いられる用語について、その意義を明確にし、解釈に疑義が生じないよう定義します。

用語の意義は、一般に国語的に又は社会通念により定まりますが、広い狭いの幅がある場合もあります。また、立法目的から用語の意義を多少拡大して用いたり、縮小して用いたりしなければならない場合もあります。このような場合に、どのような意味でその用語を用いるのかを明らかにしておく必要があるため、定義規定が置かれています。

第1号関係

「住民」とは、実際に国分寺市内に住所を有している者（個人）を指します。「住所」とは、生活の本拠をその者の住所としています（民法第22条）。言い換えれば生活の本拠を国分寺市に置いている者であり、生活の本拠であるか否かは、客観的居住の事実を基礎とし、これに当該居住者の主観的居住意思を総合して決定することとされています。また、国籍も問いません。

地方公共団体の住民としての住所の認定は、一般的には関係法令を通じて一致することが望まれる点に鑑み、住民基本台帳法第4条で、「住民の住所に関する法令の規定は、地方自治法第10条第1項に規定する住民の住所と異なる意義の住所を定めたものと解釈してはならない。」と規定しています。

住民基本台帳に登録すべき住民としての責務については、住民基本台帳法第3条第3項で「住民は、常に、住民としての地位の変更に関する届出を正確に行うように努めなければならない。虚偽の届出その他住民基本台帳の正確性を阻害するような行為をしてはならない。」と規定しています。

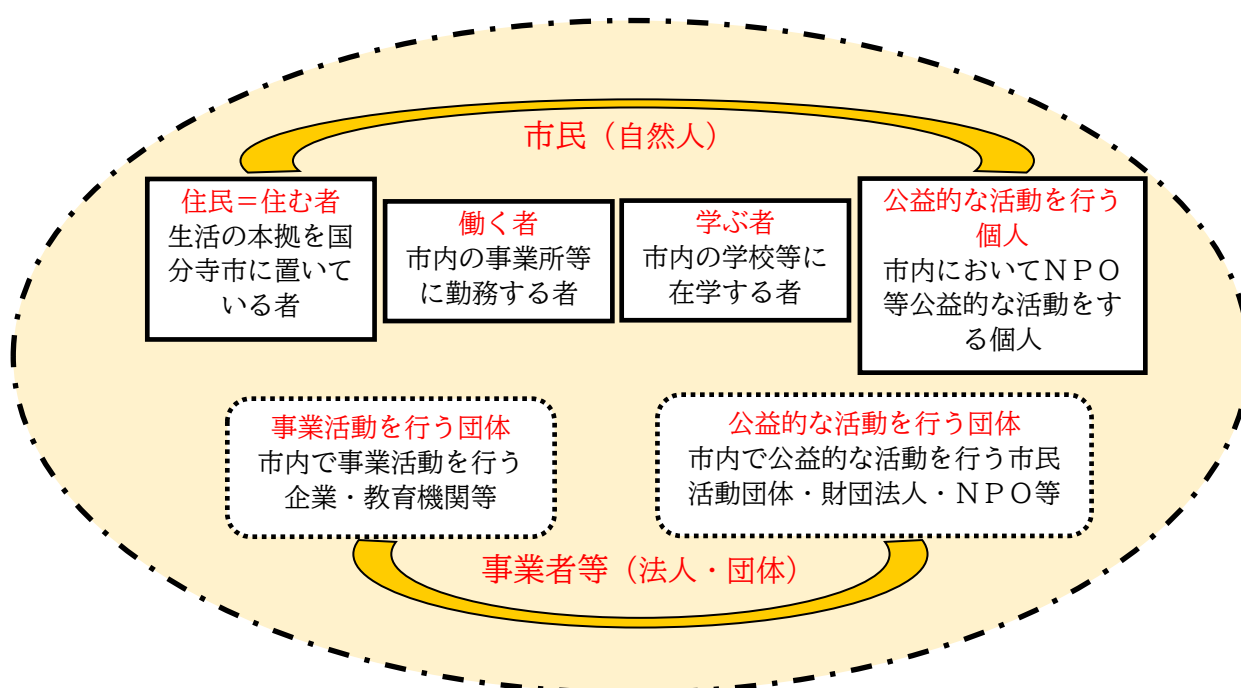
第2号関係

「市民」とは、地方自治法が主権者として想定する「住民」だけではなく、市内で

働く者、市内の学校等で学ぶ者やNPOの活動などで市内において公益的な活動をする個人もその要素となります。自治基本条例では、これら本市の社会を構成する個人を全て包含します。

住民自治は、「地域の課題を住民自らの責任と負担において処理すべき」との考え方であり、その主体は固定的に捉えるのではなく、社会的条件の移り変わりによって変化していくものと捉える必要があります。現在の社会的条件とは、少子高齢化、デジタル化、グローバル化などがありますが、この変化によって「情報の共有」「参加」「協働」「新しい公共の担い手」など、新たな政策の検討が社会的要請となっています。このような課題は、従来の行政の発想では解決できず、多くの関係者の参加と取組が必要となっています。したがって、市を構成する様々な自治の主体を広く捉え、その英知によって、一層市民自治を推進していく必要があります。

<市を構成する様々な自治の主体>



第3号関係

「事業者等」とは、市内で事業活動や公益的活動を行っている団体を指します。

*事業活動とは、「営利・非営利を問わず、事業を反復、継続的に行うこと。」をいいます【企業・公的機関・経済団体・労働団体・協同組合・社団法人・財団法人・社会福祉法人・学校法人・医療法人・宗教法人等】。

*公益的な活動とは、「特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に基づく別表に掲げる活動に該当する活動」をいいます【NPO・地域活動グループ等】。

- ①保健、医療又は福祉の増進を図る活動 ②社会教育の推進を図る活動
- ③まちづくりの推進を図る活動 ④観光の振興を図る活動
- ⑤農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦環境の保全を図る活動 ⑧災害救援活動 ⑨地域安全活動
- ⑩人権の擁護又は平和の推進を図る活動 ⑪国際協力の活動
- ⑫男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 ⑬子どもの健全育成を図る活動
- ⑭情報化社会の発展を図る活動 ⑮科学技術の振興を図る活動
- ⑯経済活動の活性化を図る活動 ⑰職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱消費者の保護を図る活動
- ⑲前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ⑳前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

トピック

【この条例における「市」】：地方自治法第2条第1項では「地方公共団体は、法人とする。」と規定しています。地方公共団体は国とは独立した公法人であり、国家の統治組織の一つとして国から公の目的のため存立目的を与えられた団体で、法律上の人格を持ち、公の権能を有するものです。自治基本条例では、機関としての議会や市長などの執行機関ではなく、人格主体や法人としての国分寺市を「市」と呼びます。この条例を解釈する上で、市長、議会などの「機関」ではなく、市民等にサービスを提供し、一定の権利の制限を課す権利主体・法人としての市であることに留意が必要です。

第4号関係

「参加」とは、市の政策について、計画（Plan）—実施（Do）—評価（Check）—改善（Action）の各段階において、政策の対象者である市民の意見を反映するために、その対象者である市民自らの意思に基づいてその過程に関わることをいいます。この取組によって、より市民ニーズに合った政策を実現しようというものです。

第5号関係

「協働」とは、市の既存の政策対象分野に限らず、地域の様々な課題を解決していくために、自治の担い手である市民や事業者等（以下「市民等」といいます。）と市が共通の目的を設定できる事柄について、その実現に向け協力して取り組むことをいいます。ここでは「対等の立場で能力を分かち合い」とありますが、これは協働を進めるに当たって、市民等と市は対等な協力関係とそれぞれができることを役割分担することを基本とするという意味です。この点を十分理解した上で、市は市民等に対して十分な情報を提供し、共通の目的に向けて市民等と市が共通の認識に立ち、それぞれができることを理解し合い、能力を出し合っていくということが、この規定の趣旨です。

章	条	条 文
第2章	基本理念	
	(基本理念)	
	第3条	市民と市は、主権者である市民の意思が生かされる市政、市民の意思に基づいて自主的かつ自立的に運営される市政を目指します。そのため、市は、知る権利を保障し、参加と協働を推進します。
趣旨		第1条を受けて、国分寺市が目指す市政の在り方について、その基本理念を定めています。

【解説】

第1条に規定する本市における自治の実現を図るために、主権者である市民の意思が生かされる市政、市民の意思に基づいて自主的、自立的に運営される市政を基本理念として前段で定め、後段ではその手法として、知る権利を保障すること、参加と協働を推進することを定めています。

この条では、「市民の意見反映」という活動と「自主的、自立的運営」という効果・成果に分けて規定し、それを補完するために「知る権利の保障」と「参加と協働の推進」を掲げています。「市民の意思が生かされ、市民の意思に基づいて自主的かつ自立的に運営される市政」が市民自治の発展及び地方主権の確立につながるものです。

主権の考え方について

この条例では、「市民は主権者である」「主権者である市民」といった表記をしていますが、ここでの「市民」の定義は、第2条の説明で示したように広く捉えています。

憲法の前文に規定する「国民主権」とは、国政の在り方を最終的に決定する力（国民主権）ですので、自治体に置き換えれば、地方自治法第11条に規定する選挙権を有する住民が主権者であり、選挙を通じて決定権を行使するという考え方もあります。

しかし、選挙権のない住民や在勤、在学の者や市内で公益的活動をする個人もまた国分寺の地域社会を形成する主体（自治の担い手）です。このような個人がまちの発展に大きな役割を果たしていることを考えると、地方自治法に規定する限定的な主権をベースにまちづくりを考えるのではなく、子どもたちも含む自治体を構成する様々な自治の主体を主権者と捉えることの方が現実的です。

したがって、この条例では、主権の範囲を選挙権の有無にとどまらず、参加と協働の主体であると捉え、参加の機会を保障し、協働を推進することによって、魅力あるまちを形づくろうとする考え方を採っています。

知る権利について

「知る権利」は、国家からの自由という伝統的な自由権ですが、それにとどまらず、参政権的な役割を持つものです。個人は様々な事実や意見を知ることによって、国政や市政に参加する環境ができることになるからです。さらに、知る権利は、積極的に政府情報等の公開を要求する権利であり、その意味で国家の施策を求める国務請求権、社会

権（国家による自由）としての性格を有する点に最も大きな特徴があります。ただし、それが具体的な請求権となるためには、法律・条例の制定が必要です。市では情報公開条例を制定し、「何人も請求することができる」と規定しています。

市民が参加や協働により市政に関わるには、市政に関する情報を手に入れられる状況を確保することが不可欠です。単に市民から請求があった時に情報を提供するというのではなく、市民のニーズに合った情報を適宜適切に提供することが重要になります。

章	条	条 文
第3章 参加と協働		
		(参加の権利)
	第4条	市民は、年齢、性別等にかかわらず、自らの意思を市政に反映させるため、参加の権利を有します。
趣旨		「参加」は市民自治において重要な要素であり、市政への参加の保障を規定しています。

【解説】

参加は市民自治の推進において重要な要素です。そこで「参加の権利」を本市においては、市民の権利として認めるものです。

この条例で規定する参加の権利とは、あくまでも行政に積極的な配慮を求める権利であり、個々の参加の機会を求める「具体的な請求権」ではありません。しかし、第6条及び第7条で参加の対象となる政策、参加の手法を規定していますので、参加の機会の多くは、この条例の規定で保障されているといえます。

また、年齢、性別はあくまで例示列举であり、憲法第14条に規定する法の制定と適用における国民の平等を一般的に保障した「法の下での平等」の原則に基づき、人種、信条、性別、社会的身分又は門地といった様々な属性に関係なく、参加する権利を保障するものです。

		(参加と協働における市民等の責務)
	第5条	市民等は、市民自治を推進する責任が自らにあることを認識し、参加と協働に当たっては、自らの言動に責任を持つとともに、互いの意見を尊重するように努めます。
趣旨		第4条で参加の権利を定め、基本理念では参加だけではなく協働を推進することを定めています。参加と協働を保障した規定に対応して、市民等の責務を規定しています。

【解説】

市民の意思を市政運営に反映させていくために、「参加の権利」は最大限に尊重されるべきであり、正当な理由なしにこれを妨げられることがあってはなりません。また、

協働にあっては、市民等と市は、対等な立場で様々な意見を交わす必要があります。しかし、市民等もまた、参加や協働をするに当たっては、自立した自治の主体としての責任を果たす必要があります。

そこで市民自治を進める参加及び協働の主体が市民等であることを明らかにするとともに、主体としての「言動への責任」を行動規範として規定しています。

参加と協働を実践する中で、具体的なルールづくりをしていくことが重要であると考えています。

	<p>(参加と協働の推進)</p> <p>第6条 市は、次に掲げる政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において参加の権利を保障し、協働を推進します。</p> <p>(1) 基本構想（総合的かつ計画的な市政運営を図るための構想をいいます。以下同じ。）及びこれに基づく計画並びに基本的政策を定める計画及びこれに基づく実施計画（以下「基本構想等」といいます。）の策定</p> <p>(2) 市政の基本的な政策に関する条例及び市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定改廃（地方税の賦課徴収金に関するものを除きます。）</p> <p>(3) 市民生活又は地域に影響を及ぼす重要な施策及び制度の導入</p> <p>(4) 重要な市の施設の設置又は運営に関する方針及び計画の策定</p>
趣旨	<p>参加と協働によるまちづくりを進めるため、市民の参加を保障し、協働を推進することを規定しています。</p>

【解説】

市民には参加の権利がありますが、少なくとも以下の(1)から(4)については、参加の機会が保障されることを明確にしました。なお、ここに列記された事項はあくまでこの条例で参加の機会を必ず保障しなければならないものとして規定したもので、これ以外について参加する機会を設けないことを規定したものではありませんことに留意が必要です。

(1)から(4)に列記した案件については、市民個人の参加だけでなく、事業者等を含めた市民等との協働により様々な検討を進めていくことを規定しました。

一つの事案は(1)から(4)のいずれか一つに該当するものではなく、事案によっては、複数の事項に該当することがあります。

第1号関係

「基本構想」とは、「総合的かつ計画的な市政運営を図るための構想」をいい、『国分寺市ビジョン』として議会の議決を経て策定をしています。その内容としては、国分寺市の未来のまちの姿、まちづくりの基本理念から構成され、国分寺のまちづくりを進めていく際の基本的な考え方になります。

「これに基づく計画」とは、基本構想を実現するための施策や目標値、具体的な取組などを定めた計画をいい、『国分寺市ビジョン実行計画』がこれに該当します。国分寺市ビジョン・国分寺市ビジョン実行計画をまとめたものが、市の最上位の計画で

ある『国分寺市総合ビジョン』となります。

「基本的政策を定める計画」とは、国分寺市総合ビジョンを受け、複数分野にまたがる基本的な計画及び個別分野の計画をいいます。

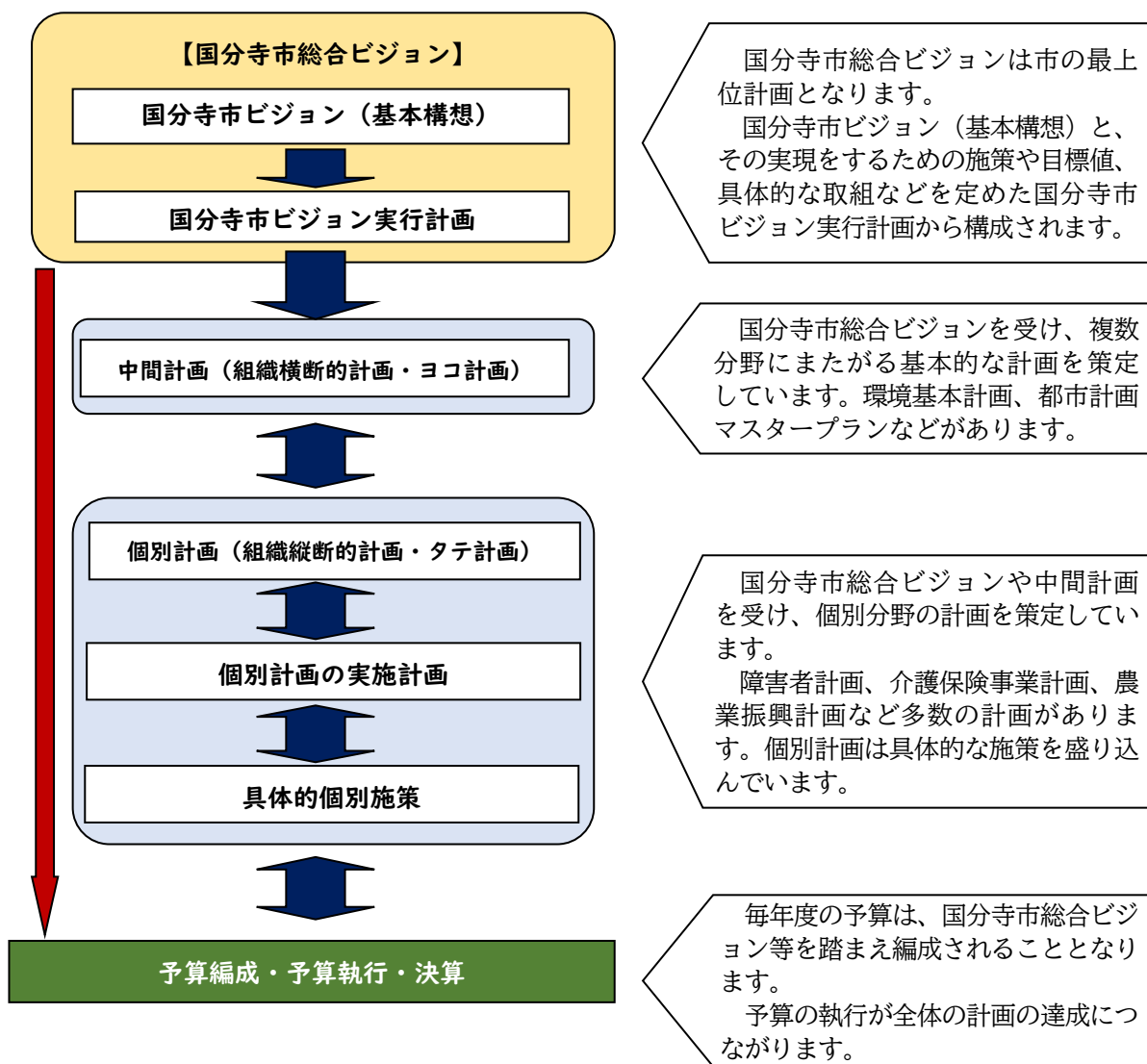
「これに基づく実施計画」とは、複数分野にまたがる基本的な計画及び個別分野の計画を実現するための具体的な事業計画をいいます。

これらは基本構想に連動した各政策分野の基本的計画であり、政策分野を貫く計画をいいます。（下図のとおり）

市では、令和7年度から8年間の計画である第6次長期総合計画として『第2次国分寺市総合ビジョン』を策定したところです。

例えば分野別計画としては、環境基本計画、都市計画マスタープラン、文化振興計画などが挙げられます。

<国分寺市総合ビジョンと各分野の個別計画との関係>



2号関係

「市政の基本的な政策に関する条例」とは、基本構想等を根拠付ける条例であり、また、まちづくりや福祉、環境といったそれぞれの課題領域を包括する条例で、課題領域の政策を体系化するとともに、個別条例に指針や方向付けを与えるものです。具体的には、既に制定されているまちづくり条例、環境基本条例、男女平等推進条例等が挙げられます。

「市民等に義務を課し、若しくは権利を制限する条例」とは、規制条例を指します。

行政は、法律に基づき、かつ、法律に従って行わなければならないという（法律による行政の原理）行政法の基本原則があり、国民の権利や自由を侵害する行政作用については、法律の根拠を必要とするというものです。

地方自治体は、憲法第94条に基づき、法律の範囲内で条例を制定できるとされています。したがって、市が、市民等に義務を課し、若しくは権利を制限する場合は、法律の範囲内で、条例を制定することになります。

地方自治法第12条では、住民の条例の制定改廃請求権も保障していますが、この中で、「地方税の賦課徴収金並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。」という除外規定があります。地方税は、市民等の義務や権利に制限を与えるものですが、この規定との整合性を図るため、除外しました。ただし、使用料、手数料の軽微な一部改正を除き、「分担金、使用料及び手数料の徴収」については、例えばc o c o b u n j i プラザやいずみホールといった公共施設の使用料等は、十分市民の意見を聴いて決定するものであり、除外しないものとします。

このほかの市民等の義務や権利に制限を与える条例には、例えばポイ捨ての防止及び路上喫煙の規制に関する条例、つきまとい勧誘行為防止条例などが挙げられます。

第3号関係

市民生活又は地域に影響を及ぼす重要な施策及び制度とは、乱開発の防止や景観等を保全するための地区計画の作成、ごみの戸別収集化への移行等、市民生活やその地域に重大な影響を与える場合をいい、直接に市民生活に影響を及ぼさない行政内部の施策及び制度については、その対象から外れます。

第4号関係

市の施設は、多くの税金が投入される財産であり、財産は市のものであると同時に、市民全体の財産といえます。施設の設置や運営方法は、市民生活にも大きな影響を与えます。そこで、重要な施設の設置又は運営に関する方針及び計画について、参加や協働により検討を行うものです。なお、重要な市の施設とは、保育所や高齢者施設といった公の施設に限らず、市役所等の市行政の重要な拠点となる公共施設も含まれます。

	<p>(参加と協働の方法)</p> <p>第7条 市は、前条に定める参加を保障するため、事案に応じ次の各号のいずれかの方法を用います。</p> <p>(1) 市の附属機関への委員としての参加</p> <p>(2) 公聴会、説明会、懇談会等への参加</p> <p>(3) 個別の施策又は課題について検討を行うことへの参加</p> <p>(4) パブリック・コメントへの参加</p> <p>(5) アンケート調査その他必要と認める方法への参加</p> <p>2 市は、前条に定める協働の推進に当たり、市民活動団体、地域コミュニティ等との連携を図ります。</p>
趣旨	<p>市民参加の具体的な方法を規定しています。また、市民活動団体、地域コミュニティ等との連携を図ることによって協働を推進することを規定しています。</p>

【解説】

<第1項関係>

地方自治法等の法令では、参加のルールや協働のルールの規定がありません。このことから本市においては、より多くの市民の意見を聴いて市政を運営していくことを基本としています。そこで、参加の機会として(1)から(5)の方法を規定しました。条文の「事案に応じ次の各号のいずれかの方法を用います。」という表記は、法制上の表記の仕方であり、事案に応じて複数の方法を採用する場合も含まれます。

第1号関係

地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関の委員に委嘱され、会議に出席し、意見を述べることをいいます。

附属機関：執行機関は、専門的事項について審査、審議等をするため、条例で、審査会、審議会などの附属機関を設けることができます。

(例) 行政改革推進委員会、情報公開・個人情報保護審議会、緑化推進協議会

第2号関係

法定の公聴会、説明会だけでなく、事案に応じた任意の説明会、懇談会、意見交換会、タウンミーティングも含まれます。多くの市民の意見を聴くため、市民を集めて市の施策などを市民に伝えるとともに、市民はそれに対して質問したり、意見を述べたりすることをいいます。

公聴会：公の機関がその権限を決定するに当たり、その参考にするため、利害関係者、学識経験者等から意見を聴取する制度。地方公共団体の常任委員会又は特別委員会が予算その他の重要事項について行うものや、行政機関が法規の制定その他の事項に関して行うものがあります。

第3号関係

要綱設置の検討委員会やワークショップなどへ参加し、検討することが該当します。ワークショップ、サロン、検討会等、様々な名称で、市が、市民に施策の課題を提起し、検討する会議を指します。職員が参加して検討する機会もあります。

第4号関係

パブリック・コメント制度とは、市の基本的な施策等の策定に当たり、その施策等の案の趣旨、目的、内容その他必要な事項をあらかじめ広く公表し、公表した事項に対して市民から意見を受け付け、その意見の概要及びその意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいいます（パブリック・コメント条例）。

第5号関係

アンケートは、(1)から(4)までの参加の方法では参加できない（参加しない）市民の意思を聴き取る重要な方法です。アンケートのほか、SNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）など様々な方法により多くの市民の意思を反映させる必要があります。

<第2項関係>

個人と市との協働（ごみの分別や交通安全活動、防災推進活動等）もありますが、市民活動団体等と市が協働することで、更に進んで、課題の解決や理想の実現のために、事業や活動を通じて継続的に行われることが一般的なものといえます。これには、個人の集合体から市との協働を始め、進めていくうちに組織化され市民活動団体となる事例も多く見受けられます。

「国分寺市市民活動団体との協働に関する指針」には、協働の形態として、「政策提言」、「実行委員会・協議会」、「共催」、「後援」、「情報提供・情報交換」、「委託」が示されています。

このような形態で市民活動団体と連携し、協働を推進していくものとしています。

また、市民活動団体については、「市民活動団体と国分寺市との協働2004・2005」において、次の要件を全て満たしているものとしています。

- 1 公益性のある活動であること。～ Public interest ～
（社会全体の利益を目的としていること。）
- 2 収益を分配しないこと。～ Not profit distributing ～
（収益を関係者だけで分けないこと。）
- 3 民間であること。～ Private ～
（市民力が源であること。）
- 4 自発的であること。～ Voluntary ～
（誰かや何かに強制されて行うものでないこと。）
- 5 公に組織されていること。～ Organizations ～
（会則があり、入会・退会の自由が約束されるなど、民主的に運営されていること。）
- 6 自己統治していること。～ Self-governing ～
（政治団体・宗教団体などから運営介入を受けていないこと。）

一方、地域コミュニティは、総務省が（生活地域、特定の目標、特定の趣味など）何らかの共通の属性及び仲間意識を持ち、相互にコミュニケーションを行っているような集団（人々や団体）の中で、共通の生活地域（通学地域、勤務地域を含む）の集団を特に「地域コミュニティ」としています³。

地域コミュニティは、自治会、防災組織、子供会、老人会、PTA、商店会、民生委員協議会、スポーツ団体、ボランティア団体、まちづくり団体、市民活動団体等をいいます。

協働を進めていくためには、これら市民活動団体や地域コミュニティとの連携を図り、協働を推進していく必要があります。

なお、「市民活動団体と国分寺市との協働2004・2005」においては、市民活動団体との協働事業を「ひとつの事業目標を達成するために、市民活動団体と市が情報を共有し、信頼関係のもとに責任を果たし、成果をあげること」としています。

	(参加と協働における不利益取扱いの禁止)
	第8条 市民等は、参加又は協働をすること又はしないことによって不利益な取扱いを受けることはありません。
趣旨	解説を参照

【解説】

参加又は協働は、あくまで市民等の自主的なものであり、強制されるものであってはなりません。参加や協働は誰からも干渉・強制されるものではないことを明らかにするために、参加や協働をすること又はしないことによって、例えば参加や協働の機会を奪われるというような、不利益な取扱いをされることはない旨を規定しています。

この条でいう「不利益な取扱い」とは、第6条（参加と協働の推進）及び第7条（参加と協働の方法）に規定する参加や協働の機会を奪うこと、附属機関の公募委員に応募させないこと（公募条件を付して募集することは、不利益な取扱いではありません。）などを意味しています。

	(協働のための基盤整備)
	第9条 市は、協働の推進に当たり、多様で開かれた場又は機会の創設、拡大等協働のための基盤整備に努めるとともに、市民活動団体、地域コミュニティ等に対して、その自主性を尊重しつつ、公の施設の積極的な活用等必要な支援を行うものとします。
趣旨	協働を推進するため、広く市民等の地域活動についての拠点としての機能を充実することなどを規定しています。 協働の重要な担い手である市民活動団体・地域コミュニティ等の充実を図るため、必要な事項を定めました。

³ 総務省「コミュニティ研究会」第1回研究会（平成19年2月7日）参考資料

【解説】

市民活動団体や地域コミュニティ等の活動は、市民等の自主的な活動であり、協働を推進するためにはこれらの活動が活発化する必要があります。そのため多様で開かれた場又は機会を広げていく必要があります。

「多様で開かれた場又は機会」とは、市民活動センターなど市民活動団体や地域コミュニティ等の交流ができる場を指します。これらの交流を通して様々な活動の発展が期待できます。

協働の推進を図るためには、市民活動団体や地域コミュニティ等の活動の場所として地域の公の施設（公民館、地域センターなど）は大切な存在となります。そこで、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設が公の施設であることから、それぞれの公の施設の設置目的に即した事業として、活動の支援を行うことを決めました。

具体的には、「国分寺市市民活動団体との協働に関する指針」の中に、協働に向けた環境整備として、①活動資金の確保・充実、②活動の場の確保、③人材の確保と活動の充実、④起業誘導に向けてなどの支援策を掲げています。活動の場の確保の例としては地域センター、市民活動センター、公会堂、公民館等の公共施設の本来の機能に加えて、協働を推進していくため、地域の市民活動団体・コミュニティ等の活動の場としての機能を充実していくことなどが挙げられます。

【多様で開かれた場】……………例えば「親子ひろば」のように、既存の施設を使いながら、場の創設・拡大を図る。

【多様で開かれた機会】………例えば「ホームページを協働事業でリニューアルすること」のように、協働のメニューを広げて用意する。

	(地域コミュニティ)
	第10条 市民等は、地域の課題を地域で解決し、安全で安心して暮らせるきずなのあるまちを目指し、地域コミュニティづくりに努めます。
趣旨	「地域の課題は地域で解決する」ということが市民自治の原点であり、そこには地域コミュニティの形成や活動が重要であることから、この規定を設けています。

【解説】

市民活動団体と並び協働の重要な担い手である自治会、町内会などの地域コミュニティは、日常生活を過ごす上で、人と人をつなぐ重要な役割を果たしています。近年、地域コミュニティの希薄化が指摘されています。この点を踏まえ、地域コミュニティづくりを市民等の努力目標として決めました。

市民等にとって生活や事業活動の場であり、最も身近なまちづくりへの参加の場である地域コミュニティは、都市化・情報化などの進展による生活様式の変化に伴い、人々の地域への関心が薄れ、地域課題を解決する力が減少するなど、その機能の低下が懸念

されています。ここでいう地域の課題には、例えば「地域福祉の増進、子どもの健やかな成長」などが挙げられ、市民等はこれらの地域の課題を、地域で解決するよう努力し、地域コミュニティの活性化へつなげることを明記しました。

トピック

【きずな】：絶つことのできない人と人との結び付きの意味であり、「きずなのあるまち」とは、地域に暮らす人と人との信頼し合い、共に助け合う関係でつながれているまちのことを意味しています。

	(住民投票)
	<p>第11条 市長は、市政に関する重要事項について、広く住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。</p> <p>2 市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。</p> <p>3 住民投票に付すべき事項、参加できる者の資格その他住民投票の実施に関し必要な事項は、条例で別に定めます。</p>
趣旨	<p>市政に関する重要事項について、直接住民の意思を問い、市の意思決定に反映させる住民投票制度の設置と投票結果に基づく尊重義務等の基本的な枠組みを規定しました。</p>

【解説】

<第1項関係>

将来にわたり多額の財政負担を伴う事業の着手や住民に大きな影響を及ぼす事業の着手等、市政に関する重要事項については、住民が投票して当選した市長や議員だけで決定するのではなく、将来を見据えた住民の意思を確認する方法として、住民投票を実施することができることを規定しました。この条の「住民投票」は、住民が一定の事項について直接投票することで意思表示する制度です。

次のような法律に定める制度は、この条例にいう住民投票とは異なります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> * 地方自治特別法の制定に係る住民投票（憲法第95条、地方自治法第261条等） * 地方公共団体の議会の解散請求（地方自治法第76条第1項・第3項） * 議員の解職の請求（同法第80条第1項・第3項） * 長の解職の請求（同法第81条第1項・第2項） |
| に基づく選挙人の投票 |

住民投票の対象を市民ではなく住民に限定した理由は、市の将来を決めるような案件については、生活の本拠を置いている者（＝住民）が最もその影響を受けるからです。

<第2項関係>

この条例における住民投票は、法定の住民投票とは異なり、投票結果をもって議会や長の意思決定を法的には拘束しないとしました。ただし、法的には拘束しないといっても、投票結果を慎重に受け止め、住民の意思を十分尊重して判断するものとしま

す。また、自治基本条例の性質上、この条文では、住民投票制度の設置と投票結果に基づく尊重義務等の基本的な枠組みだけを規定し、参加資格・手続等具体的な事項については、別に条例で定めるものとします。

<第3項関係>

住民投票は、住民投票の対象となる重要事項の内容に応じて、選挙権の範囲、住民投票に向けた住民の活動の範囲などを個別に規定する必要があります。そこで、自治基本条例で詳細を定めるのではなく、住民投票の実施については、別に条例を定めることとしました。条例の制定に向けては、市長又は議員の提案か条例制定の直接請求による方法の二つが具体的に考えられます。

トピック 住民投票実施例			
* 巻町（新潟県）	平8.8.4	原発建設	反対60.9%
* 沖縄県	平8.9.8	基地整理統合	賛成89.1%
* 御嵩町（岐阜県）	平9.6.22	産廃施設建設	反対79.7%
* 名護市（沖縄県）	平9.12.21	基地建設	反対52.9%
* 徳島市（徳島県）	平12.1.23	可動堰建設	反対90.1%
* 刈羽村（新潟県）	平13.5.27	原発関連	反対53.6%
* 岩国市（山口県）	平18.3.12	基地再編	反対87%
* 大阪市（大阪府）	令2.11.1	特別区設置	反対50.6%

章	条	条 文
第4章	情報の共有等	
	(情報公開)	
	第12条	市民等は、市が保有する公文書の公開を求める権利を有します。 2 市は、前項の権利を保障し、公正で透明な市政の実現を図るため、市が保有する公文書その他の情報の公開を総合的に推進しなければなりません。
趣旨		市民等の情報公開請求の権利と市の総合的な情報公開の推進について規定しています。 情報公開請求権を保障し、市に情報公開制度の推進を図ることを規定したことにより、第3条で保障した知る権利の具体化を図りました。

【解説】

<第1項関係>

市民等に情報公開の権利があることを規定しています。

また、第2項にも関連しますが、情報公開条例第1条（目的）では、「情報公開の総合的な推進に関し、必要な事項を定め、もって透明で開かれた市政を推進することを目的とする。」と規定しています。

国分寺市情報公開条例

(目的)

第1条 この条例は、市が保有する公文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、もって透明で開かれた市政を推進することを目的とする。

(公開請求権)

第5条 何人も、実施機関に対して公文書の公開を請求することができる。

【情報公開条例解釈運用基準 抜粋】

公文書公開請求は、何人であっても行うことができます。

個人・法人・団体のいずれであってもよく、その住所・所在なども問いません。

個人の場合、国籍や年齢は問いません。

<第2項関係>

情報公開条例では、「市長は、第2章に定める公文書の公開のほか、市民が市政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報提供及び情報公表の充実を図り、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。」としており、この条例においても、公文書公開制度のみならず、情報公開を総合的に推進することとしています。

国分寺市情報公開条例

(情報公開の総合的推進)

第17条 市長は、第2章に定める公文書の公開のほか、市民が市政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報提供及び情報公表の充実を図り、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

2 市長は、市報その他の広域媒体の効果的な活用及び充実に努めるとともに、市の刊行物その他の行政資料を広く市民の閲覧に供するものとする。

【情報公開条例解釈運用基準 抜粋】

ニーズが多い情報については、各実施機関において公文書公開制度を利用せずとも市民の求めに応じて提供できるように、加えて、求めがなくとも必要な情報を取得できるよう努めなければなりません。

市報やホームページ等を効果的に活用し情報を発信するとともに、市が作成した資料を広く閲覧に供するため、オープナーの資料を充実するものとします。

	(説明責任)
	第13条 市は、政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その内容を市民等にわかりやすく説明する責任があります。
趣旨	市は、政策の立案から実施に至るまで、その諸活動について透明性を確保するため、市民等の知る権利に対応して市民等に説明する責任を果たす必要があることを規定しています。

【解説】

知る権利を保障し、市民自治の推進に向けて市民の参加に基づいて市が意思決定を行

うことができるようにするために、市が保有している情報の公開だけでなく、市の説明責任を明示しました。説明の時期については、政策形成過程から透明性を確保するため、政策の決定後ではなく立案の段階からとし、実施、評価に至るまで、知る権利に対応して市民等に対して、分かりやすく説明しなければなりません。

☆説明すべき対象事案（第6条各号を受けて）

- (1)【計画づくり等】 基本構想及びこれに基づく計画の策定
- (2)【条例づくり等】 市政の基本的な政策に関する条例及び市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定改廃
- (3)【予算編成等】 市民生活又は地域に影響を及ぼす重要な施策及び制度の導入
- (4)【施設づくり等】 重要な市の施設の設置又は運営に関する方針及び計画の策定

☆説明すべき時期及び方法

説明の時期及び内容について、統一化を進めていく必要があります。

情報公開条例では、次のように規定しています。

<p>前文抜粋</p> <p>地方自治を推進していくためには、市民が行政に参加する必要がある。そのためには、市民に市の保有する情報を知る権利が保障されなければならない。市は、その諸活動について市民に説明する責任を果たす必要がある。</p> <p>（実施機関等の責務）</p> <p>第3条 実施機関は、この条例を解釈し、運用するに当たっては、前文に規定する市民の知る権利及び市民に対する説明責任に留意し、かつ、市民個人に関する情報が保護され、濫用されることのないように最大限の配慮をしなければならない。</p>

	(情報の共有)
	<p>第14条 市は、市民自治の理念を実現するため、市民等に対し市政に関する情報を積極的かつ迅速に公表し、市民等と情報の共有を図らなければなりません。</p>
趣旨	<p>市民主権を基本とした市政運営を実現し、市政への参加と協働の推進を図るには情報の共有が不可欠であることから、市政に関する情報を積極的に提供する必要がありますを規定しています。</p>

【解説】

市民主権を基本とした市政運営を推進するためには、市政への参加と協働が不可欠です。そして、市民等の市政への関心と参加意欲の高揚が図られ、政策の是非を的確に判断するには、市が保有している市政情報を正確に分かりやすく市民等に示し、市政の状況を迅速かつ正確に伝える必要があります。そこで、市は市政情報を積極的かつ迅速に公表すること、その際には分かりやすく説明することを規定しました。

現在、市政情報の市民等への公表・公開は、市報・インターネット・オープン・図

書館等様々な媒体を通じて行われています。

*広報活動として主なものは、以下のとおりです。

- 1 「市報」発行
毎月2回、1日と15日に発行しています。
- 2 インターネット等の利用
市ホームページやSNSにより各種情報を提供しています。
- 3 オープナー
市の最新の計画・報告・統計などの市政資料を提供する情報公開サービスで、インターネットでいつでも閲覧することができます。
- 4 図書館の利用
特に本多図書館市役所分館では、行政資料を中心に収集、提供しています。

*第2次国分寺市総合ビジョンでは、次のような施策を展開することが盛り込まれています。

【施策30：市民参加・協働・情報共有】

取組方針	取組内容
取組方針③ 市政情報の積極的な公表	市政情報を積極的に公表するとともに、市民が自由にアクセスできる環境を整備することで、情報公開を総合的に推進していきます。あわせて、市政の透明性の向上により市民に信頼や関心を持ってもらい、市政への市民参加の促進につなげます。
取組方針④ 分かりやすく伝わりやすい広報の推進	幅広い世代にとって情報が得やすいものとなるよう、より速く、より広く、より分かりやすく発信します。加えて、市報、市ホームページ、SNSなどの特性を理解し、対象に応じた媒体を多角的に活用していきます。情報発信の基盤となる市ホームページについては、アクセシビリティ向上に継続して取り組みます。

	(個人情報保護)
	<p>第15条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の取得、保有及び利用について、必要な措置を講じなければなりません。</p> <p>2 市民は、市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を有します。</p> <p>3 市は、市が保有する個人情報の不適切な取扱いにより個人の権利及び利益が侵害されたときは、速やかにその状況を調査し、原因を究明するとともに、必要な措置を講じなければなりません。</p>
趣旨	<p>事務を執行する際に取り扱う個人情報は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、その事務の目的を達成するために必要最低限の範囲とし、取得、保有、利用、廃棄に至るまで適正に管理しなければならないことなど個人情報の保護について定めています。市民の知る権利と密接な関係にある個人情報の保護について、規定しました。</p>

【解説】

個人情報の保護は、個人の尊厳の確保に不可欠なものです。単に個人の秘密を守るために個人の情報が保護されなければならないだけでなく、個々人が自己情報の流れを本人の側からコントロールする権利（自己情報コントロール権）、具体的には自己情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利も保障されなければなりません。

そこで、第1項では個人情報の適正な管理に関する規定を、第2項では個人情報の開示制度等について規定しました。これらは、個人情報の保護に関する法律の規定を遵守することにより実現します。また、第3項では、個人情報の不適切な取扱いにより、個人の権利利益が侵害された時の、市が行うべき措置を定めました。

<第1項関係>

個人情報の保護に関する法律第5条（地方公共団体の責務）では、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、（略）地方公共団体の機関（略）による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。」と規定されています。

本条例に掲げる理念を実現するためには、個人情報の保護に関する法律に定められたルールを遵守し、個人情報の適切な取扱いを行っていく必要があります。そのためにも、個人情報の取扱いに関する教育・研修を行い、ルールの周知及び啓発に努めることとします。

<第2項関係>

具体的には個人情報の保護に関する法律に定められています。その中で「市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利」をそれぞれ規定しています。

個人情報の保護に関する法律

（開示請求権）

第76条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

（訂正請求権）

第90条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第98条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。（以下略）

（利用停止請求権）

第98条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。（以下略）

※「利用停止」には、利用の停止、消去及び提供の停止を含みます。

<第3項関係>

市が保有する個人情報の不適切な取扱いがされることのないよう第1項関係で記述した実施機関の責務を果たすことが大前提ですが、万が一不適切な取扱いにより個人の権利及び利益が侵害されたときには、市が責任をもって必要な措置を講じていく旨を定めたものです。

章	条	条 文
第5章	議会	議会の役割と責務
		(議会の設置)
	第16条	市は、市民の信託に基づく代表者による議事機関として、議会を設置します。
趣旨		自治基本条例に議会条項を組み入れるため、議会の存在を明記しました。

【解説】

議会は住民一人一人から信頼されて選ばれた議員の合議体です。

市民の信託とは、正当に選挙された議員により構成される議会は、常に広く市民（第2条）を視野に入れた活動が求められていることを表しています。そして、自治体にとって重要な意思決定機関として議会が存在することを改めて確認するため、議会の設置を本条例に位置付けました。

議事機関・・・議決機関ともいいます。憲法第93条第1項には、自治体の議事機関として議会を設置することが規定されています。

		(議会の責務)
	第17条	議会は、この条例の基本理念に基づいて、効率的かつ効果的な議会運営に努め、市民の信託に応えなければなりません。
	2	議会は、議員によって構成された意思決定機関であり、その権限を行使し、市政運営の監視、政策の提案、決定等を行わなければなりません。
趣旨		議会が市民の信託に応え、その権限を行使するに当たって、議会運営が重要な要素であることから、議会の責務として規定しました。 自治体における意思決定機関としての議会の責務を規定しました。

【解説】

<第1項関係>

第3条の前段では、市民の意思が生かされる市政並びに市民の意思に基づいて自主的かつ自立的に運営される市政を基本理念として定めています。

この理念に基づく議会運営とは、単に時間的、経済的な効率性を求めるだけでなく

情報公開等を積極的に進め、分かりやすい議会運営を目指すことです。

<第2項関係>

議会の役割は、条例や予算等に表された自治体の政策を最終的に意思決定するとともに、その意思決定に基づいて第6章に定める市政運営が的確に行われているかを監視することです。

このことは、議会の権限として地方自治法に基本的なものが規定されています。その権限を機能の面から分類するとおおむね次のようになります。

- 議決権（条例・予算等の議決事件を決定する権限）
- 選挙権（議長・選挙管理委員の選挙等特定の地位に就くべき者を選び、決定する権限）
- 監視権（100条調査権、報告・書類受理権等、行政執行について監視し、けん制する権限）
- 意見表明権（請願・陳情の受理、処理する権限、意見書の提出等議会の意思、見解を表明する権限）
- 自律権（会議規則の制定等議会の内部的事項について自律的に決定し、処理する権限）

議会は、これらの権限を誠実に行使しなければなりません。

また、近年の地方自治法の改正により、議会における審議を充実し、政策形成機能の強化を図る見地から専門的知見の活用ができるようになるとともに、委員会審査の充実を踏まえ、委員会に議案提出権が認められるようになりました。地方分権の時代において、自治体の自己決定権が拡大することを踏まえ、議事機関である議会の政策形成機能の充実を図っていくことを規定しました。

	(議会の情報公開) 第18条 議会は、その保有する情報を市民に迅速かつ適切に提供し、情報公開を総合的に推進することにより、開かれた議会運営に努めるとともに、個人情報保護を保護しなければなりません。 2 議会は、わかりやすい議会運営を進めるとともに、意思決定過程を明らかにすることに努めなければなりません。
趣旨	議会の情報公開については第12条（情報公開）に同じ。また、議会の個人情報の保護については、国分寺市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第17号）の規定に基づいて実施し、その趣旨は第15条（個人情報の保護）に同じ。 議会の意思決定過程を明らかにしていく努力義務を規定しました。

【解説】

<第1項関係>

情報公開条例第2条の規定により、議会も情報公開制度の実施機関になっており、同条例第9条に定めている公開義務を有しています。情報公開の総合的推進とは、第

12条と同様の解釈とし、知る権利の保障とともに、参加と協働の理念を推進するため、開かれた議会運営に努めるものとなりました。

また、個人情報の保護については、議会は個人情報の保護に関する法律と同趣旨の議会の個人情報の保護に関する条例に基づき実施し、自治基本条例第15条と同様の解釈となりました。

<第2項関係>

「わかりやすい議会運営」とは、委員会及び代表者会議並びに全員協議会の公開、提出者補足説明会（請願・陳情）の公開、市議会だよりの発行、傍聴者への資料提供のほか、リアルタイム化を図るためにインターネット等の活用を視野に入れ、より多くの市民に分かりやすく、開かれた議会運営を目指すことです。

これらを通して、議会の意思決定過程が明らかになることが期待できるとともに、議会は市民に対し、意思決定過程を明らかにする努力をしなければなりません。なお、議会の意思決定過程とは、議員個人や会派において行われるものではなく、あくまでも本会議、委員会等を指します。

	(議員の責務)
	第19条 議員は、市民の代表者として誠実に職務を遂行しなければなりません。 2 議員は、審議能力、立法能力等を高めるための研さんに努めなければなりません。
趣旨	議員は市民から、議員としての役割を信託されています。議会を構成する議員の責務を規定しました。 議員の職務を十分果たすため、研さん努力を規定しました。

【解説】

<第1項関係>

議員個人や議会会派は、政治理念や政治的立場の違いにより、時には議員同士又は執行機関側と対立することがありますが、議員それぞれは、選挙によって選ばれた住民の代表であり、特別職の公務員であることを認識しながら活動すること、言い換えれば、議員の責務の自覚が求められていると言えます。

誠実に職務を遂行するという事は、議員の権利を行使し、義務を履行するとともに、議員の権限を逸脱してはならないことも含んでいます。

なお、国分寺市議会会議規則、国分寺市議会委員会条例、政治倫理条例等、条例や規則の遵守は言うまでもありません。

<第2項関係>

議員は、社会経済情勢や政策情報等に関する認識を深めるとともに政策立案能力や立法能力等を高めるため、常に研さんに努めることを議員の責務とし、また自己研さんを基本に、議会での活発な議論を通じて市の政策レベルを高め、市民の信託に応え

ていかなければならないことを規定しました。

章	条	条 文
第6章 執行機関の役割と責務		
	(市長の責務)	
	第20条	市長は、この条例の基本理念及び市政運営の基本原則を遵守して市政を推進しなければなりません。 2 市長は、地方主権の確立を担う創造性豊かな職員の育成を図り、効果的に市政を運営しなければなりません。
趣旨		市長がこの条例の基本理念及び市政運営の原則を遵守して市政を推進すること、効果的に市政を運営することの責務を規定しています。第1項で第2章に定められた基本理念及び第26条で定めた市政運営の基本原則を遵守すること、第2項でそれを担う職員の育成を定めました。

【解説】

本条では、市の代表者である市長の責務を定めました。

市長の役割は、地方自治法第147条に、「普通地方公共団体を統轄し、これを代表する」とあり、同法第148条に「事務を管理し及びこれを執行する」と規定されており、多くの権限が付与されています。

主な権限としては、議案提出権、予算の作成・提出・執行権、行政委員会の委員の任命等があります。

<第1項関係>

市長は、権限を行使し、市政を推進するに当たっては、この条例の第2章に定められた基本理念（市民自治の推進、地方主権の確立、それを推進するための知る権利の保障、参加と協働の推進）と、第26条に定められている市政運営の基本原則（総合的かつ計画的な市政運営）を遵守することを明記しました。

<第2項関係>

地方主権の確立を担う職員の人材育成を図ることを明記しました。

職員は全体の奉仕者として公共の福祉を増進するために勤務するものであり、その職務の遂行に当たっては、効率性を最大限に発揮することが求められています。既に市では、人材育成基本方針を策定しており、地方分権の時代において、「職員を育てる」「職員を活かす」「職員を支援する」の三つの施策を有機的に組み合わせ、人材育成方針の総合的な仕組みを構築するため、様々な施策が具体的に進められています。

市長は、特に創造性豊かな人材を育成し、職員力を生かし、効果的な市政運営をしなければなりません。

	(市長等の就任時の宣誓) 第21条 市長は、就任に当たっては、その地位が市民の信託によるものであることを深く認識し、この条例の基本理念の実現と地方主権の確立のため、公正かつ誠実に職務を執行することを市民に宣誓しなければなりません。 2 前項の規定は、副市長及び教育長の就任について準用します。
趣旨	市長、副市長及び教育長が就任時に市民に対して、公正かつ誠実に職務を執行することを宣誓する旨を定めています。

【解説】

<第1項関係>

市長には市民の権利擁護のために多くの権能があり、それは行政全般つまり市民生活全般に及ぶものです。市民は、選挙を通じて、市長にその権能を信託します。そこで、就任に当たり、市民に公正かつ誠実に職務の執行をすることを宣誓するものです。

具体的には、初登庁の日（就任の日）に就任式を設け、市民の参加を求め、市民の前で「市長という地位が市民の信託によるものであることを深く認識し、自治基本条例の基本理念の実現と地方主権の確立のため、公正かつ誠実に職務を執行する」ことを趣旨とした宣誓を行い、宣誓書に署名するとともに、その署名を市役所に掲示し、併せて市報、ホームページ等で公表します。

<第2項関係>

副市長・教育長は、選挙により直接選ばれたものではありませんが、副市長は市長を補佐する者として、教育長は教育行政をつかさどる者として他の一般職員と比べてその責任ははるかに大きいものです。そこで、副市長・教育長も市長と同様の趣旨による宣誓をするものです。

	(行政委員会の責務と委員の選任) 第22条 行政委員会は、その機能を十分に果たすとともに、この条例の基本理念に基づいて運営されなければなりません。 2 市長は、教育委員会委員、監査委員、農業委員会委員及び固定資産評価審査委員会委員の選任に当たっては、この条例の基本理念に基づき、公平性及び透明性の確保に努めなければなりません。
趣旨	行政委員会に対してもこの条例の基本理念に基づいて運営される必要があることを明記しました。

【解説】

行政委員会は、地方公共団体の行政機関のうち、独任制の長と異なり、合議制（監査委員は独任制）の行政機関であって、長から独立した地位と権限を有し、自らの責任で行政の一部を担当し執行するものです。ただし、予算の調整や決算を議会の認定に付すこと、議案を提出する権限等は有していません。行政のうち専門的な知識が要求され、法律の範囲内で長から独立して公平・中立に執行することが要請される事項を所管しま

す。行政委員会は、法律に基づいて設置されるものであり、地方公共団体が任意に設置をすることはできません。

本市には、執行機関として、法律の定めるところにより教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会が置かれています。

<第1項関係>

この項では、それぞれの委員会の役割及び機能を果たすこと、この条例の基本理念に基づいて運営されることを定めました。

<第2項関係>

この項の教育委員会委員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条）、監査委員（地方自治法第196条）、農業委員会委員（農業委員会等に関する法律第8条）及び固定資産評価審査委員会委員（地方税法第423条）の選任については、市長に選任権があり、これに抵触する規定は設けられません。

しかし委員の選任に当たっては、基準を明らかにすることによって、公平性及び透明性が確保できるように、手法、選任のプロセスや理由を明確に説明することを努力義務として定めたものです。

なお、選挙管理委員会委員は「地方自治法第181条、第182条」により、選挙で選ばれるため、市長に選任権はないことから、この規定から除外しました。

【行政委員会の役割等】

種 類	役 割	委 員
教育委員会 （地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条～第16条）	学校その他の教育機関の管理、学校の組織編成、教育課程、教科書その他の教材の取扱い及び教育職員の身分取扱い、社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務の管理・執行を行う。	委員の数は4人。議会の同意を得て長が任命する。任期は4年。住民による解職請求の制度がある。
選挙管理委員会 （地方自治法第181条～第194条）	国・地方公共団体の選挙に関する事務及びこれに関係する事務の管理を行う。	委員の数は4人。議会において選挙する。任期は4年。住民による解職請求の制度がある。
監査委員 （地方自治法第195条～第202条）	地方公共団体の財務に関する事務の執行及び地方公共団体の経営に係る事業の管理の監査（財務監査）と、地方公共団体の事務又は長その他の執行機関の権限に属する事務の執行の監査（行政監査）を行う。	委員の数は都道府県及び人口25万人以上の市は4人、その他の市は2人（条例で定数を増やすことは可）。議会の同意を得て長が選任する。任期は4年
農業委員会 （農業委員会等に関する法律第3条～第15条）	農地等の利用関係の調整、農地の交換分合その他農地に関する事務を行う。	委員の数は政令で定める基準に従い、条例で定める（15人）。議会の同意を得て長が任命する。任期は3年

固定資産評価審査委員会 (地方税法第423条～第428条)	固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定その他の事務を行う。	委員の数は3人以上とし、条例で定める(3人)。議会の同意を得て長が選任する。任期は3年
----------------------------------	---------------------------------------	---

趣旨	(教育委員会の役割と責務)
	第23条 教育委員会は、児童、生徒をはじめすべての市民に対する教育環境の充実を図るとともに、教育及び文化の発展に寄与するよう努めなければなりません。 教育委員会は、行政委員会の一つですが、教育行政を担う重要な機関であることから、独立して条文を設けました。

【解説】

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に従って教育長及び4人の委員で組織されます。

委員は、国分寺市長の被選挙権を有するもので、人格が高潔で、教育、学術、文化に関し識見を有するもののうちから、市長が議会の同意を得て任命します。

会議は合議制であり、教育長が招集します。

教育委員会には、次世代を担う児童・生徒の健全育成をはじめとして全ての市民のための教育環境等の充実が求められていることから、その役割の重要性は益々高まっています。したがって、特に独立して条文を設けることとし、前文の市民自治を確立するため、第3条の基本理念及び第26条の市政運営の基本原則の規定に基づいて、教育環境の充実に取り組むとともに、教育委員会の独自性・創造性が発揮されることが求められています。

趣旨	(附属機関の委員の選任)
	第24条 附属機関の委員の構成については、原則として、市民から公募した委員を加えるものとし、その選任に当たっては、公平性及び透明性の確保に努めなければなりません。 附属機関の委員の選任に当たっての原則を定めています。 市民公募委員を原則として加えることで、市民参加の推進を図ることを規定しました。

【解説】

地方自治法第138条の4第3項により、市の執行機関に審査・審議・調査・調停を行う機関を附属機関として、条例に基づいて設置できるようになっています。

具体的には、国民健康保険事業の運営に関する協議会、介護認定審査会、都市計画審議会等のように法律に基づくものや、政治倫理審査会、情報公開・個人情報保護審議会、行政改革推進委員会等、市が独自に条例に基づいて設置しているものがあります。

附属機関の性質により、専門的知識が必要となることから、例えば予防接種健康被害調査委員会のように、一般の公募市民が構成員に含まれていない例もあります。

しかしながら、基本的には、市民参加を推進するため、積極的に公募市民を構成員に加え、その選任に当たっては、公平性及び透明性の確保に努めることとしました。

「国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例（平成11年条例第26号）の取扱いについて（通達）」別紙「国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例の解釈及び運用について（改訂版）」

5 第4条「委員構成等」関係～委員構成及び選任について

委員構成及び選任は、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

- ①委員の構成については、設置目的等に沿った選出区分ごとに委員枠を設定するとともに、全体構成員についても適切な人員で組織すること。
- ②委員の構成については、様々な角度から出された意見が審議に反映でき、かつ公正を確保し得る委員構成とすること。
- ③委員の構成については、原則として、市民から公募した委員を加えること。なお、その選任に当たっては、小論文による選考や住民基本台帳からの無作為抽出による個別勧奨等、公平性及び透明性を確保すること。
- ④附属機関の機能は執行機関の一部であることを鑑み、議決機関の構成員である議員は、法令に規定がある場合又は特に必要がある場合を除き、議会の意思を尊重し、基本的に委員としないこと。
- ⑤主として外部の委員を構成員とする附属機関の性格を踏まえ、市長の補助機関である副市長及び職員並びに各行政委員会事務局の職員は、特に必要がある場合を除き、委員としないこと。
- ⑥両性の意見が審議等に反映されるよう、男性委員及び女性委員の構成割合は、一方の性が委員数の4割を下回らないよう努めること。
- ⑦委員は年齢満18歳以上の者から選任すること。ただし、特に必要がある場合はこの限りではない。
- ⑧様々な市民の意見を反映できるようにするため、既に附属機関の公募による委員として任用されている場合、重複して他の附属機関の公募による委員になることはできない。
- ⑨社会経済情勢の動向等に的確に対応するためにも、委員の新陳代謝を図っていくこと。したがって、委員の在任期間は、当該附属機関について原則として通算8年を超えないこと。

(職員の責務)

第25条 職員は、全体の奉仕者であることを自覚し、法令及び条例等の規定を遵守するとともに、能力の向上に努め、この条例の基本理念及び市政運営の基本原則に基づいて職務を公正かつ誠実に執行しなければなりません。

趣旨

地方分権時代において、地方主権の確立を担う職員を目指し、この条例の基本理念及び市政運営の基本原則に基づいて、職務を公正かつ誠実に執行する責務を定めています。

【解説】

地方公務員法では、職員のサービスの根本基準として、第30条に「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と定めており、以下、サービスの宣誓義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止等の公務員としての基本的な義務を規定しています。

公務員が一部の者の利益を図るようなことがあれば、公共の利益の実現が達成されないばかりか、行政の公正が損なわれ、その存立目的を失うことにもなりかねません。このため、公務員は全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではないことをサービスの根本基準としているものです。

地方公務員法に規定する義務

義務の種類	条	内 容
職務上の義務	第32条	法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
	第35条	職務に専念する義務
身分上の義務	第33条	信用失墜行為の禁止
	第34条	秘密を守る義務
	第36条	政治的行為の制限
	第37条	争議行為等の禁止
	第38条	営利企業等の従事制限

また、この条例において職員は、職員倫理条例、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例、情報公開条例、個人情報保護に関する法律等を遵守する責務があり、このような責務に加え、地方主権の確立のため、常に向上心を持ち積極的に職務に臨むとともに、行政を取り巻く環境の変化に敏感に対応し、様々な能力の向上に努め、この条例の基本理念及び市政運営の基本原則に基づいて職務を公正かつ誠実に執行するものとしします。

この条でいう職員は、地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する職員（同法第22条の2第1項に定める会計年度任用職員及び同法第22条の3第1項に定める臨時的任用職員を含む。）をいいます。

章	条	条 文
第7章 市政運営		
		(市政運営の基本原則)
	第26条	市は、この条例の基本理念に基づき、総合的かつ計画的な市政運営を行わなければなりません。
趣旨		市政運営は、この条例の基本理念にのっとり、総合的で計画的に行われることを義務付けています。

【解説】

地方自治法第1条の2「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」の規定に基づいて、第26条を定めています。

これまでの条文でも、基本理念（第3条）の主な内容である知る権利の保障、参加と協働の推進等を行うことによって、「市民の意思が生かされる市政、市民の意思に基づいて自主的かつ自立的に運営される市政を目指す」ことが規定されています。

この条文では、市政運営は、この条例の基本理念に基づいて総合的かつ計画的に行われることが基本原則であるということを、改めて規定しました。

この基本原則は、全ての分野に共通する市政運営全体を貫いている考え方としており、この考え方を次条から第34条までに規定し、これに基づいて市政全体（施策の体系全体）が運営されることとなります。

	(計画的市政運営)
	第27条 市は、基本構想等を市政運営の基本原則に基づき策定し、実施するとともに、新たな課題に対応できるよう見直しを行わなければなりません。 2 基本構想の策定、変更又は廃止については、議会の議決を経なければなりません。
趣旨	基本構想等は、前条の市政運営の基本原則に基づいて策定する旨を規定しています。

【解説】

<第1項関係>

基本構想（総合的かつ計画的な市政運営を図るための構想）及びこれに基づく計画並びに基本的政策を定める計画及びこれに基づく実施計画は、前条の市政運営の基本原則に基づいて策定し、実施され、また見直されていくこととなります。

<第2項関係>

平成23年の地方自治法改正により、基本構想の策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは市の判断に委ねられることとなりました。

しかし、基本構想については、地方分権の視点に立ち、市として、今後のまちづくりの方向性を主体的に定めるものであることから、市民の代表である議会の議決を経て策定することとし、地方自治法第96条第2項の規定により、本条にその旨を規定しました。

	(財政運営)
	第28条 市は、予算の編成及び執行に当たっては、基本構想等に基づき、行政評価の結果を踏まえ、健全な財政運営に努めなければなりません。
	2 市は、予算の執行及び決算、財産管理その他の財政に関する状況について、市民等が具体的に内容を把握できるようわかりやすい資料を作成し、公表しなければなりません。
趣旨	予算編成及び予算執行の原則を定め、健全な財政運営をしていくことを定めるとともに、財政に関する分かりやすい資料の作成と公表を義務付けています。

【解説】

<第1項関係>

予算の編成及び執行に当たっては、地方自治法第215条の規定及び地方財政法第1条から第4条の2の規定等を踏まえ、国分寺市総合ビジョン、それを受けて策定される基本的政策を定める計画等に基づき、第30条で定める行政評価の結果を踏まえて行い、健全な財政運営を進めていくことを規定しました。

市では、健全な財政運営を進めるため、収支均衡型の財政体質の維持、強固で弾力的な財政体質の確立、税外収入など多様な財源確保などに取り組むとともに、財政フレームを作成し、市の現状、今後の経済見込みを勘案しつつ、財政推計を行っています。

<第2項関係>

第2項では、財政に関する分かりやすい資料の作成と公表を義務付けています。地方自治法第243条の3第1項の規定は、歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項について、毎年2回以上公表することを定めています。

これを受け、財政状況の作成及び公表に関する条例が定められており、6月と12月の2回、掲示場・市報で公表するものとしています。

また、地方自治法第233条第6項「普通地方公共団体の長は、決算をその認定に関する議会の議決及び第3項の規定による監査委員の意見と併せて、都道府県にあっては総務大臣、市町村にあっては都道府県知事に報告し、かつ、その要領を住民に公表しなければならない。」の規定に基づいて、決算の状況を公表しています。

市民等の知る権利の保障、情報の共有の観点から、財政に関する資料（バランスシート、行政コスト計算書、財政資料集、決算カード、事務報告書等）についても、できる限り分かりやすく作成することが求められています。

地方自治法

第215条 予算は次の各号に掲げる事項に関する定めから成るものとする。

- (1) 歳入歳出予算
- (2) 継続費
- (3) 繰越明許費
- (4) 債務負担行為
- (5) 地方債
- (6) 一時借入金
- (7) 歳出予算の各項の経費の金額の流用

地方財政法

(この法律の目的)

第1条 この法律は、地方公共団体の財政（以下地方財政という。）の運営、国の財政と地方財政との関係等に関する基本原則を定め、もつて地方財政の健全性を確保し、地方自治の発達に資することを目的とする。

(地方財政運営の基本)

第2条 地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも国の政策に反し、又は国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行つてはならない。

2 国は、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め、いやしくもその自律性をそこない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行つてはならない。

(予算の編成)

第3条 地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。

2 地方公共団体は、あらゆる資料に基いて正確にその財源を補そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。

(予算の執行等)

第4条 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

2 地方公共団体の収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならない。

(地方公共団体における年度間の財政運営の考慮)

第4条の2 地方公共団体は、予算を編成し、若しくは執行し、又は支出の増加若しくは収入の減少の原因となる行為をしようとする場合においては、当該年度のみならず、翌年度以降における財政の状況をも考慮して、その健全な運営をそこなうことがないようにしなければならない。

	(組織編成)
	第29条 市は、市民等にわかりやすく、市政運営が迅速かつ効果的に行われる組織を編成しなければなりません。
趣旨	市の組織を市政運営が効果的に行われるよう編成することを定めています。

【解説】

組織編成については、

地方自治法

第158条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

2 普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。

※この規定の、「簡素かつ効率的な」という部分は事務及び事業の運営にかかっています。この条例の「迅速かつ効果的」は組織にかかっているため、表現の使い分けをしているものです。

と規定されています。市は、この法律の規定に基づいて、組織条例により部を設置し、また組織規則により課等を設置しています。

市では、機構改革検討委員会を設置し、

- (1) 各組織への大幅な分権と分権後の計画的行政経営に関する視点
- (2) 新しい時代の市民サービスに対応した簡素で柔軟性のある組織体制に関する視点
- (3) 少子高齢化の進行と市税等の減収に十分に対応できる職員数による組織体制に関する視点

の三つの視点から、市民等に分かりやすく、市政運営が迅速かつ効果的に行われる組織の編成について、継続して検討しています。

また、組織条例、組織規則に基づかない横断的な組織として、行政上の重要事項について、調査、検討を行うため、対策本部（推進本部）、検討委員会等を設置し、様々な施策・事業の実施に関する課題に対応しています。

	(行政評価)
	第30条 市は、効果的かつ効率的な市政運営を行うため、毎年度行政評価を実施しなければなりません。
	2 市は、前項の行政評価の結果を公表し、政策の立案及び実施、予算編成、組織編成等に反映させなければなりません。
趣旨	行政評価の実施を規定するとともに、その結果について政策の立案及び実施、予算編成、組織の編成等に反映させることを規定しています。

【解説】

<第1項関係>

行政評価とは、政策・施策・事務事業の各段階における行政活動を必要性・有効性・効率性・公平性等の様々な視点から評価を行い、効果的に執行されているかを判断し、その改善につなげる手段として位置付けられています。また、第26条の規定の考え方が、この条にも貫かれていることから、この条例の基本理念に基づいて、評価の過程に市民が参加する仕組みを構築します。この行政評価を導入することにより、次のような効果が期待されます。

1 効率的・効果的な行財政運営の確立

「計画（Plan）」「実施（Do）」の各段階において適切な「評価（Check）」を行い、評価結果に基づき政策・施策を「改善（Action）」するマネジメントサイクルが確立され、効率的・効果的な行財政運営が図られます。

2 市民へのアカウンタビリティ（説明責任）の確保

行政評価を確立し、その結果を公表することで、行政の責務である市民へのアカウンタビリティを果たすことができます。

3 市民参加の促進

評価結果の公表によって、議論できる共通の材料が確保され、この行政情報の共有化により、政策形成への市民参加の促進が期待できます。

4 市民ニーズに対応した行政運営

行政評価の公表により、市民の声を受けたより質の高い行政サービスの提供が期待できます。

5 職員の意識改革

個々の職員が自らの業務を分析し、評価する作業を通じて業務の必要性、効果、コストなどを常に意識することにより、職員の政策形成能力の向上が図られます。

<第2項関係>

行政評価を実施する目的から考えると、その結果を何に、どのように、反映させるかが最も重要です。このことを担保するため、第2項の規定は設けられています。

市では行政評価として施策評価及び事務事業評価を実施しており、評価結果は次年度の予算編成、組織編成、事務改善等に反映しています。また、事務事業評価においては、事務報告書とのリンクも行っています。

	(意見、要望及び苦情への対応)
	第31条 市は、市民等からの意見、要望及び苦情を受けたときは、速やかに調査し、責任をもって応答することにより、市民等の権利及び利益の擁護に努めなければなりません。
	2 市は、市民等の権利及び利益の擁護のため、オンブズパーソンを設置します。
趣旨	市民等からの意見、要望及び苦情は、市民等の意思を市政に生かすための重要な情報であり、これに適切に対応することで、市民等が本来受けるべき権利及び利益を護ることを規定しています。

【解説】

<第1項関係>

市民等からの意見、要望、苦情は、市が市民等の意思を的確に把握する重要な機会です。市は、このような意見、要望、苦情を受けた時は、速やかにその内容を調査し、責任をもって説明し、又は回答することを規定しています。その際には苦情から「全市民を見してみる、全市内を見渡してみる」といった視点に立って、その解決に向け取り組んでいくといった姿勢が重要です。

意見、要望、苦情は、担当課が責任をもって対応します。また、市では、「市長への手紙」、「オンブズパーソン」など幅広い意見、要望、苦情の受付方法を用意しています。市民の権利、利益が侵害された場合、その回復については、重要な課題であると考えます。しかし回復のレベルが非常に複雑又は多くの段階にわたっている場合が想定されるため、これについては今後慎重に考えていかなければならない問題です。

<第2項関係>

市では、市の業務やそれに伴う職員の対応について、苦情の解決を図るため、オンブズパーソン条例によりオンブズパーソン制度を創設しています。

この制度は、市が委嘱した行政職員ではない、より公正・中立な立場に立ったオンブズパーソンが、迅速に苦情の解決を行うものです。具体的には、専門職（弁護士など）が市民等の市政に関する苦情を公正かつ中立的な立場で簡易迅速に処理し、行政の非違（法律に外れていること。非法。違法。）については是正等の勧告及び制度の改善を求めるための意見を表明することで、市民等の権利及び利益の擁護を図っています。

	(公益の損失の防止) 第32条 市は、市政運営上の違法な行為による公益の損失を防止し、公正性と市民等の信頼を確保するため、必要な措置を講じなければなりません。
趣旨	行政は市民等から信頼される存在でなければなりません。その信頼を損なうような公益の損失（違法な公金支出等）はあってはならないことであり、適切な措置を講じることを義務付けています。

【解説】

市民等の信頼を失墜する公益の損失は、あってはならない行為であり、これを防止するため、必要な措置を講ずる旨をこの条で定めました。「市政運営上の違法な行為」の範囲については、一般的には社会通念上の範囲となりますが、具体的には今後ルールづくりをしていく必要があります。

関連する国分寺市の条例等

*政治倫理条例

対象となる者：市長、副市長及び教育委員会教育長並びに市議会議員

*職員倫理条例

対象となる者：地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する職員。ただし、市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員その他の東京都が給与等を負担する職員を除く。

*職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例

対象となる者：職員であって、地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する職員。ただし、市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員その他の東京都が給与等を負担する職員を除く。
市の事務又は事業について、市又は市以外のものから委託を受けているもの及び当該受託事務に従事している者並びに指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）及びその管理する公の施設の管理業務に従事している者

	(国及び他の自治体との関係) 第33条 市は、他の自治体との間で共通する課題の解決を図るため、連携、協調及び交流に努めなければなりません。 2 市は、国及び東京都と対等かつ協力の関係にあることを踏まえ、それぞれの役割について相互理解と連携に努め、必要に応じて自治基盤の確立に向けた国等への働きかけを行うよう努めなければなりません。
趣旨	地方主権の確立には、他の自治体との間の連携、協調及び交流、また国、都との役割に応じた連携を図ることを定めています。

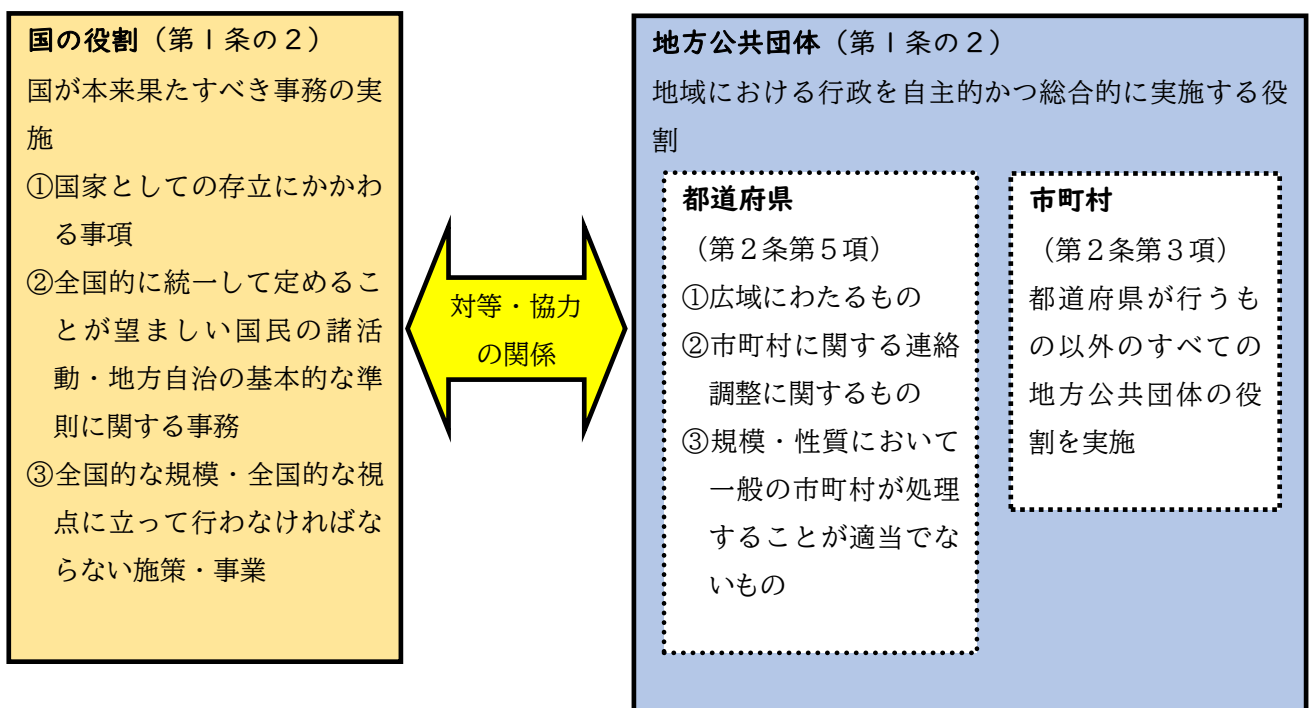
【解説】

<第1項関係>

国分寺市は面積11.46平方キロメートルと小さく、周囲は、立川市・小平市・小金井市・府中市・国立市に囲まれています。多摩地区の自治体は、ごみ問題・住民施設・コミュニティバス・電子調達などで共通課題が多く、広域で連携・協調・交流していく必要があります。なお、共通の課題の解決を図るに当たっては、「市民の福祉や利益を増進するため」といった視点に立つことが大切です。

<第2項関係>

国・都・市との役割分担は地方自治法第1条の2・第2条第3項・第2条第5項で次のように定められています。



	<p>(外国人の支援及び国際交流の推進)</p> <p>第34条 市は、市内の外国人が安心して生活できるよう支援に努めるものとし、</p> <p>2 市は、市民等とともに国際交流の推進に努めるものとし、</p>
趣旨	<p>市内の外国人が安心して暮らせるよう支援すること、国際交流を推進することを規定しています。</p>

【解説】

<第1項関係>

市内に在住する外国人も、この条例における「市民」です。在住する外国人の言語、生活習慣などを尊重しながら、安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。

市では、国際協会と連携し、在住する外国人との地域国際交流の場の設定や、外国人に必要な情報が周知されるよう、生活情報誌などの提供、日本語講座、外国人相談

窓口等を実施し、外国人が安心して暮らせる環境の整備を行っています。

また、この条例の基本理念である参加と協働を推進する視点からも、外国人が自治に参加できる仕組みを整え、参加しやすい様々な支援に取り組んでいきます。

<第2項関係>

社会問題の中には温暖化のように、市内だけで解決できるものだけではなく、日本全国、更には世界とつながるものがあります。地域を大事にしながらも世界に視野を広げて施策を展開する必要があります。世界に視野を広げる中で、様々な国際交流を展開することを規定しています。

市では、国際協会と連携し、マリオン市（オーストラリア）との国際姉妹都市の提携をはじめ、成人向け国際講座、子どもたちへの国際理解教育、インターネット等を用いたマリオン市との交流の推進等、様々な国際交流活動を行い、市民等の国際理解の促進を図っています。

章	条	条 文
第8章	最高規範	
	(最高規範性等)	
	第35条	この条例は、市の定める最高規範であり、市は、条例等を制定改廃するに当たっては、この条例の基本理念を尊重しなければなりません。
	2	市は、市に関する事案について法令を解釈し、又は運用するに当たっては、地方自治の本旨及びこの条例の基本理念に基づいて、主体的に判断するよう努めなければなりません。
	3	市は、社会状況の変化及び市民自治の確立に向けた取組状況を勘案し、この条例の見直しを行うものとします。
趣旨		この条例を国分寺市の他の条例を規律する上位規範として位置付けるとともに、条例等を制定改廃する場合には、この条例の基本理念を尊重すること等を定めています。

【解説】

<第1項関係>

「最高規範」の「規範」とは、「のっとるべき規則、あるいはある物事に対して判断、評価又は行為する場合の拠るべき基準」です。第34条までは市政運営について自治基本条例に基づいて行うことを規定していますが、条例・規則などこれを一定の法規として整備する際にも自治基本条例を尊重することを規定しています。

最高規範性に関しては、法形式としては自治基本条例も他の条例も同じ「条例」であり、その効力に関して優位の関係にあるものではありません。この条例でいう最高規範性とは、このような法形式上の優劣関係として規定しているものではなく、自治の基本理念や自治の主体（担い手）としての市民の権利や責務、市民の信託に基づく自治体の在り方などを規定することによって、理念的に他の条例を規律する上位規範

として位置付けるものです。

<第2項関係>

第1項では市が制定改廃する条例等と自治基本条例との関係を述べていますが、第2項では地方自治法第2条第12項に基づく法令の自主解釈権を行使する際には、国や都の解釈をそのまま受け入れるのではなく、地方自治の本旨（憲法第92条）と自治基本条例に基づき、自ら判断していくことを規定しています。

<第3項関係>

- *自治の推進が図られていること、この条例が確実に運用されていることについて、毎年度市民等の意見を聴く機会を設け、意見を求め、PDCAのサイクルを確立していきます。
- *この条例の効果・実績を事務事業ごとに、毎年度決算ベースで評価し、その結果を公表していき、それに対する市民の意見を聴き、改善につなげていきます。

章	条	条 文
第9章	委任	
	(委任)	
	第36条	この条例の施行について必要な事項は、別に定めます。

附則
(施行期日)
1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。
(経過措置)
2 この条例の施行の際、現に存する条例等は、この条例の基本理念に基づいて規定されたものとみなします。この場合において、この条例の規定と整合性を図る必要があると認めるときは、速やかに必要な措置を講じなければなりません。



市の鳥 カワセミ

平成19年7月24日 自治基本条例審査特別委員会へ提出
平成20年9月12日 自治基本条例審査特別委員会で修正案
平成20年9月26日 第3回定例会本会議で条例案撤回・条例修正案提案
平成20年11月11日 自治基本条例審査特別委員会修正提案（議会条項）・委員会可決
平成20年12月2日 第4回定例会本会議可決
（平成21年2月6日規則第9号で平成21年4月1日から施行）

国分寺市自治基本条例ハンドブック

平成21年4月 作成
平成27年2月 改訂
平成29年7月 改訂
令和2年9月 改訂
令和6年8月 改訂
令和8年4月 改訂

発行 国分寺市
〒185-8501東京都国分寺市泉町二丁目2番18号
電話 042-312-8696
e-mail seisaku@city.kokubunji.tokyo.jp
編集 国分寺市 政策経営部 市長政策室
ホームページ <https://www.city.kokubunji.tokyo.jp/>